

平成23年度 私立短大教務担当者研修会

「短期大学教育に関連する文教施策の現状について」

平成23年10月24日(月)

文部科学省高等教育局

大学振興課短期大学係

目 次

1. 短期大学制度の変遷と短期大学設置基準について	
○教育基本法等における大学に関する規定(抜粋)……………	1
○短期大学について(制度の経緯と概要)……………	2
○短期大学設置基準について……………	3
2. 短期大学の現状について	
○18歳人口と進学率等の推移……………	12
○短期大学の現状……………	13
○私立大学・短期大学の入学定員充足状況……………	19
3. 短期大学に係る設置認可申請等について	
○平成23年3月2日 大学設置等に係る事務担当者説明会資料(抜粋)	
・ 大学設置等に係る提出書類の索引……………	20
・ 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について……………	21
・ 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(平成23年度改訂版)の主な改正点……………	23
・ 設置認可等に係る審査スケジュール……………	24
・ 設置審査の主な観点(平成22年度審査):学部等について……………	26
・ 設置審査の主な観点(平成22年度審査):共同教育課程について……………	29
・ 認可申請,届出設置におけるPR活動・募集行為について……………	32
・ 学部等の届出設置のポイント……………	33
4. 短期大学に関連する近時の文教政策の動向について	
○中央教育審議会等における審議等の動向	
・ 大学教育の主要課題について(平成23年8月24日 中央教育審議会大学分科会資料)……………	44
・ 大学分科会の審議状況について(平成23年10月4日 中央教育審議会大学分科会資料)……………	45
・ 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ【概要】 (平成23年8月5日 大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議)……………	48
・ 認証評価の改善について(平成23年10月4日 中央教育審議会大学分科会資料)……………	49
・ 東アジアにおける質保証を伴う大学間交流の進展について (平成23年10月4日 中央教育審議会大学分科会資料)……………	52
○グローバル人材育成推進会議中間まとめの概要……………	61
○復興構想会議提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」について……………	63
○平成24年度文部科学省概算要求・要望について	
・ 平成24年度文部科学省概算要求・要望のポイント……………	65
・ 高等教育局主要事項ー平成24年度概算要求ー……………	71
○平成23年度文部科学省第3次補正予算案について……………	81
5. その他	
○短期大学に関する課題(関係者の見解)等……………	85
○(参考)履修証明制度について……………	90

教育基本法等における大学に関する規定(抜粋)

○教育基本法（平成18年法律第120号） （大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

【大学】

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

【大学院】

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

【短期大学】

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

【高等専門学校】

第一百五十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

短期大学について

(1) 短期大学制度恒久化までの経緯

- 昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
 - ・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)
- 昭和33年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)・・・廃案
 - ・短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称を変更し、実践的技術者養成の専門機関とする。
- 昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第110号)学校教育法の一部改正
 - ・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)
- 昭和51年4月1日(昭和50年4月文部省令第21号)短期大学設置基準施行

(2) 短期大学制度の改革

- 平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)
 - ・短期大学設置基準の大綱化、弾力化
 - ・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
 - ・自己点検・自己評価システムの導入 等
- 平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正
 - ・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設
- 平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正
 - ・大綱化による制度の弾力化
 - ・学習機会の多様化
 - ・自己点検・自己評価の導入
- 平成17年1月28日「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)
 - ・短期大学の個性・特色の明確化
 - ・短期大学卒業生に対する学位「短期大学士」の創設 等
- 平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号)学校教育法の一部改正
 - ・短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

(3) 短期大学制度の概要

- ① 目的 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する(大学・高専と異なる)
- ② 修業年限 2年又は3年
- ③ 基本組織 学科
- ④ 授業形態 一部(昼間部、昼夜開講制)、二部(夜間部)、三部(昼間2交替制)
- ⑤ 卒業要件単位 2年制:62単位以上、3年制:93単位以上(二部、三部は62単位以上)
- ⑥ 学位 短期大学を卒業した者には、「短期大学士」の学位が授与される。
- ⑦ 編入学 短期大学を卒業した者は、4年制大学に編入学することができる。

短期大学設置基準^(※)について

(※：昭和50年4月28日文部省令第21号、最終改正：平成22年6月15日文部科学省令第15号)

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 短期大学は、学校教育法等のほか、この省令の定めにより設置。
- 2 短期大学設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準。
 - 3 短期大学設置基準に定める水準の遵守、及び水準の向上。

(教育研究上の目的)

第二条 学科又は専攻課程ごとに、人材養成目的等の教育研究の目的を学則等に規定。

(入学者選抜)

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法及び適切な体制により実施。

第二章 学科

(学科)

- 第三条 学科は、教育研究上の必要に応じて組織。教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの。
- 2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことが可能。

第三章 学生定員

(学生定員)

- 第四条 学生定員は、学科ごとに学則で規定。
- ※ 学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに規定。
- 2 昼夜開講制を実施するとき、及び外国に学科その他の組織を設けるときは、その学生定員を明示。
 - 3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して規定。
 - 4 学生数は学生定員に基づき適正に管理。

第四章 教育課程

(教育課程の編成方針)

- 第五条 短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成。
- 2 教育課程の編成にあたって配慮が求められる事項
 - ① 学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力の育成
 - ② 幅広く深い教養及び総合的な判断力の育成
 - ③ 豊かな人間性の涵養

(教育課程の編成方法)

第六条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、各年次に配当して編成。

(単位)

- 第七条 各授業科目の単位数は、短期大学で規定。
- 2 一単位の授業科目は45時間の学修をする内容で構成することが標準。

授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修等も考慮し、次の基準により単位数を計算。

- 一 講義及び演習：15～30 時間の範囲の授業をもって一単位。
- 二 実験、実習及び実技：30～45 時間の範囲の授業をもって一単位。（芸術等の分野における個人指導による実技の授業：短期大学が定める時間の授業をもって一単位。）
- 三 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 つ以上の方法の併用により行う場合：その組み合わせに応じ、前二号の基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって一単位。

3 卒業研究、卒業制作等の授業科目：必要な学修等を考慮して、単位数を定めることが可能。

<補足>

上記の規定に照らして具体的に考えると、講義(授業時間数)15 時間で1 単位とする場合、1 単位は 45 時間の学修が標準であるため、別途 30 時間の授業時間外での学修(予習、復習等)を行うことが求められる。また、実験、実習等に関しては、その性格上、授業時間中の学修を通じた知識や技能等の修得が中心となることから、講義等に比して、多くの授業時間数が求められている。

(一年間の授業期間)

第八条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることが原則。

(各授業科目の授業期間)

第九条 各授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行う。

ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、短縮可能。

<補足>

15 週にわたる期間を単位として行う場合：2 学期制を想定。

10 週にわたる期間を単位として行う場合：3 学期制を想定。

(授業を行う学生数)

第十条 同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備等を考慮し、適当な人数とする。

(授業の方法)

第十一条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらを併用して行う。

- 2 授業は、多様なメディアを高度に利用し、授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(参考1)「短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件」

- 3 授業は、外国において履修させることができる。

- 4 授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(参考2)「短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」

(成績評価基準等の明示等)

第十一条の二 学生に対して、授業の方法、内容、一年間の授業計画をあらかじめ明示。

- 2 学修の評価及び卒業認定にあたっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示。評価及び認定はその基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十一条の三 短期大学での授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(いわゆるFD)を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第十二条 短期大学は、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと）により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

（単位の授与）

第十三条 授業を履修した学生に対し、試験の上単位を与える。

ただし、第七条第三項の授業科目については、適切な方法により学修成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第十三条の二 学生が一年間または一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第十四条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限二年の短期大学にあっては 30 単位、修業年限三年の短期大学にあっては 46 単位を超えない範囲で当該短期大学における授業科目を修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定を準用するケース

- ① 外国の短期大学又は大学への留学
- ② 外国の短期大学又は大学が行う通信教育の授業の履修
- ③ 外国の短期大学又は大学の教育課程を有する教育施設における授業の日本での履修

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科等の学修に対し、単位を与えることができる。

（参考 3）「短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件」

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限二年の短期大学では 30 単位、修業年限三年の短期大学では 46 単位を超えないようにする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 学生が入学前に短期大学又は大学において修得した単位を、当該短期大学における授業科目で修得したものとみなすことができる。

- 2 前条第一項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目で修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により与えることのできる単位数
 - ・ 転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものは、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限二年の短期大学では 30 単位、修業年限三年の短期大学では 46 単位を超えないようにする。
 - ・ 第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限二年の短期大学では 45 単位、修

業年限三年の短期大学では 53 単位を超えないようにする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第十六条の二 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超える一定の期間で計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、それを認めることができる。

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学の学生以外の者で授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用。
- 3 科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加。
- 4 科目等履修生等を受け入れる場合においては、同時に授業を行う学生数は、適当な人数とする。

(卒業の要件)

第十八条 修業年限が二年の短期大学の卒業要件：短期大学に二年以上在学し、62 単位以上を修得。

- 2 修業年限が三年の短期大学の卒業要件：短期大学に三年以上在学し、93 単位以上を修得。
- 3 前二項の規定により卒業要件として修得すべき単位数のうち、第十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限二年の短期大学では 30 単位、修業年限三年の短期大学では 46 単位を超えないようにする。

(卒業の要件の特例)

第十九条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が三年の短期大学の卒業要件：前条第二項の規定にかかわらず、短期大学に三年以上在学し、62 単位以上を修得することとすることができる。

第六章 教員組織

(教員組織)

第二十条 学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置く。

- 2 組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成。
- 3 教員構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮。
- 4 二つ以上の校地において教育を行う場合は、それぞれの校地ごとに必要な教員（原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上）を置く。

(授業科目の担当)

第二十条の二 教育上主要と認める授業科目（「主要授業科目」）については原則として専任の教授又は准教授に、他の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる。

- 2 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる。

(授業を担当しない教員)

第二十一条 教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第二十一条の二 教員は、一つの短期大学に限り、専任教員となる。

2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事。

3 教育研究上特に必要があり、かつ教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、教育研究以外の業務に従事する者を、短期大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第二十二条 専任教員の数、短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上。

第七章 教員の資格

(学長の資格)

第二十二条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者。

(教授の資格)

第二十三条 教授となることのできる者

- 一 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 専門職学位を有し、その専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の習得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任講師の経歴のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第二十四条 准教授になることのできる者

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- 三 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第二十五条 講師となることのできる者

- 一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第二十五条の二 助教となることのできる者

- 一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学、歯学、薬学の一部、獣医学の課程については学士の学位）又は専門職学位を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第二十六条 助手となることのできる者

- 一 学士の学位を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 運動場は、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設ける。やむを得ない場合には適当な位置に設置。

(校舎等)

第二十八条 校舎に備える専用の施設

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室
 - 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を設置。
 - 3 研究室は、専任教員に対しては必ず設置。
 - 4 校舎には、なるべく情報処理及び語学学習のための施設を設置。
 - 5 原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を設置。
 - 6 夜間学科等を設置する、又は昼夜開講制を実施する場合、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにする。

(図書等の資料及び図書館)

第二十九条 学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備。

- 2 図書館は、資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備し学術情報の提供に努める。
資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努める。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を設置。
- 4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を設置。
- 5 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を設置。

(校地の面積)

第三十条 校地の面積は、学生定員上の学生一人当たり 10 平方メートルとして算定した面積。

- 2 同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科）及び夜間学科が近接した施設等を使用、又は共用する場合の校地の面積は、教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合、収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮し、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減することができる。

(校舎の面積)

第三十一条 校舎の面積

- ① 一つの分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、別表第二イの表に定める面積以上
- ② 二つ以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあっては、当該二つ以上の分野のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の100人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上

(附属施設)

第三十二条 学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を設置。

<補足>

大学の場合、教員養成に関する学部(学科)には附属学校、農学に関する学部には農場といったように、大学設置基準上、学部に関連する附属施設を備えることが求められているが、短期大学の場合、基準上はそうした附属施設を置くことは求められていない。(教育研究の実態に照らし、必要であれば設置。)

(機械、器具等)

第三十三条 学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を整備。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第三十三条の二 二つ以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設及び設備を設置。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りではない。

(教育研究環境の整備)

第三十三条の三 必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努める。

(短期大学等の名称)

第三十三条の四 短期大学及び学科(「短期大学等」)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものとする。

<補足>

短期大学を「短期大学部」と称する場合であっても、短期大学は独自の性格を持ち、それ自体独立の学校であるので、併設の大学の一学部、あるいは併設の大学の組織機能の中に包括されるということにはならない。(〇〇学園の中学校を、「〇〇学園中等部」と称するのと同様のイメージ。中等部という呼称であっても中学校という性格が変わるわけではない。)

第九章 事務組織等

(事務組織)

第三十四条 事務を処理するため、専任の職員を置く事務組織を設置。

(厚生補導の組織)

第三十五条 学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設置。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第三十五条の二 学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図る。

(※)第十章以降(別表含む)は省略。

(参考 1)

短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件(平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十二号、最終改正平成十九年七月三十一日文部科学省告示第百十四号)

短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十四号(短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、短期大学において、短期大学設置基準第十一条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(短期大学設置基準第十七条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

(参考 2)

短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件
(平成十五年三月三十一日文部科学省告示第五十一号)

短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十一条第四項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

短期大学設置基準第十一条第四項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

(参考3)

短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成三年六月五日文部省告示第六十九号、最終改正平成二十年十二月一日文部科学省告示第百六十九号)

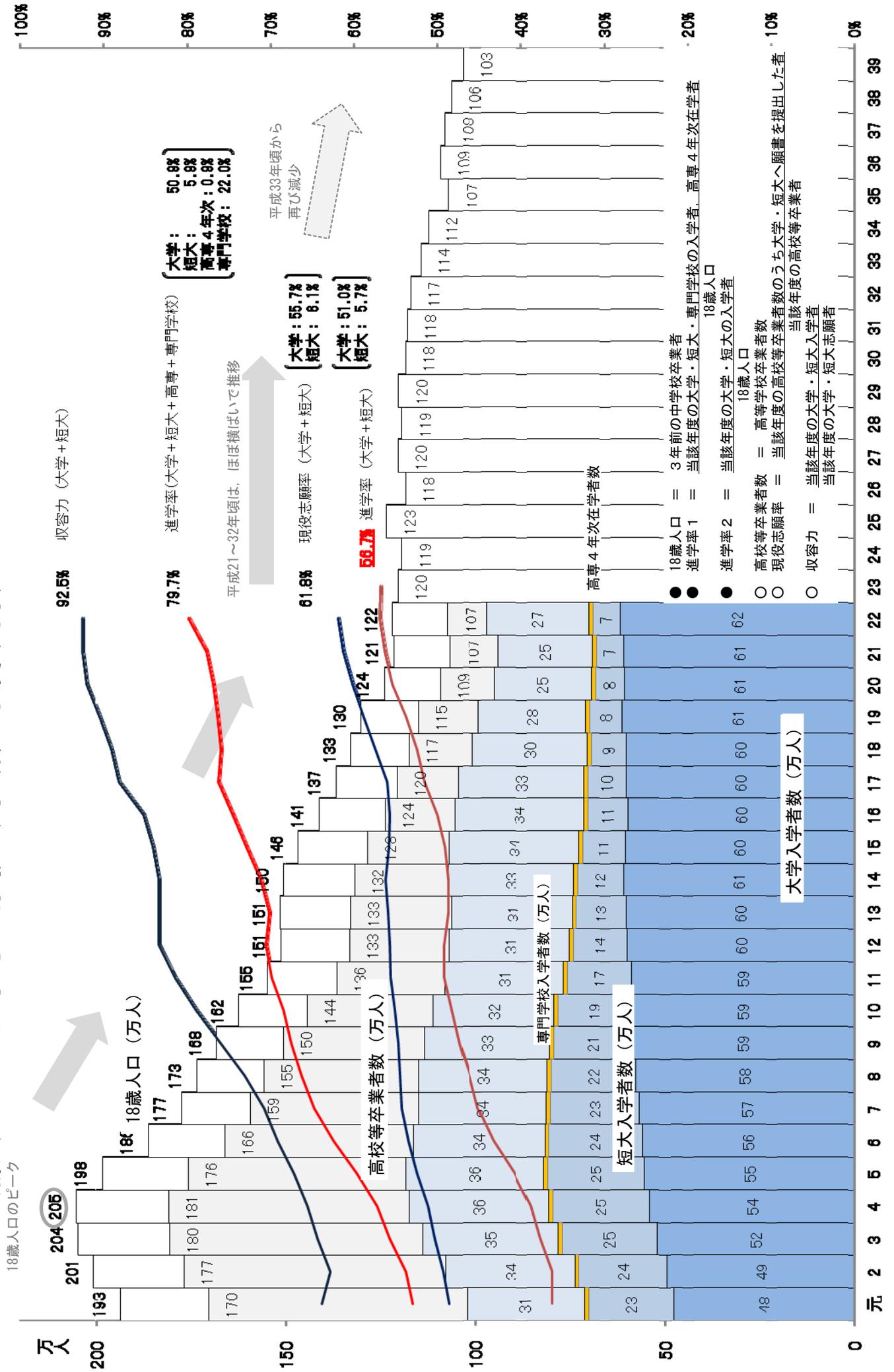
短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

- 一 大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校 の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)別表第三備考第六号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 五 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の五の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 六 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第六条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 七 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第五条第三項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 八 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成十二年文部省令第二十五号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和四十二年文部省告示第二百三十七号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
- ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百八条第一項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。
- ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
- ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

附 則(平成二十年十二月一日文部科学省告示第百六十九号)

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）



短期大学の現状

1 短期大学数、学生数の推移

(1) 短期大学数の推移

年度	昭25	35	45	55	平2	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	比率(%)
国立	0	27	22	35	41	25	23	20	19	16	13	12	10	8	2	2	2	0	0	0.0
公立	17	39	43	50	54	60	59	55	51	50	49	45	42	40	34	29	26	26	24	6.2
私立	132	214	414	432	498	503	503	497	489	475	463	451	436	421	399	387	379	370	364	93.8
計	149	280	479	517	593	588 (△5)	585 (△3)	572 (△13)	559 (△13)	541 (△18)	525 (△16)	508 (△17)	488 (△20)	469 (△19)	435 (△34)	418 (△17)	407 (△11)	396 (△11)	388 (△8)	100.0

- (注) 1 短期大学一覧による。
2 学生募集停止中の短期大学を含む。

(参考 1) 高等教育における短期大学の規模等(18歳段階)

	短期大学				大学				高等専門学校				合計
	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	
学校数	387 (31.6)	0 (0.0)	24 (2.0)	363 (29.7)	780 (63.7)	86 (7.0)	95 (7.8)	599 (48.9)	57 (4.7)	51 (4.2)	3 (0.2)	3 (0.2)	1,224 (100.0)
1年次 学生数	69,014 (9.8)	0 (0.0)	3,638 (0.5)	65,376 (9.3)	621,318 (88.6)	103,002 (14.7)	29,909 (4.3)	488,407 (69.6)	11,046 (1.6)	9,872 (1.4)	749 (0.1)	425 (0.1)	701,378 (100.0)

- (注) 1 学校数は、通信教育のみを行う学校(私立短期大学1校、私立大学5校)を除く。
2 学生数は、平成23年度学校基本調査(速報)による。(以下学生数については通信制を除く。)
3 割合は、合計に占める割合。(単位: %)
4 高等専門学校は、4年次学生数。

(参考 2) 4年制大学へ転換を図った短期大学数

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
短期大学数	4 (1)	5	7	8	6 (1)	15	15	23 (1)	13 (4)	17 (4)	19 (8)	19 (7)	15 (10)	12 (6)	4 (5)	2 (4)	5 (6)	6 (8)	3 (5)

- (注) 1 文部科学省調べ。
2 「短期大学数」は、4年制大学・学部を設置等に伴い、短期大学の全学科の学生募集を停止した学校数である。
3 ()内は、4年制大学・学部を設置等に関わらず、全学科の学生募集を停止した学校数であり、外数である。
4 このほか、平成5年度に短期大学の設置に伴う募集停止が1件、8年度及び19年度に短期大学の統合に伴う募集停止が2件ある。

(2) 男女別本科学生数の推移

(単位:人)

区分	平成3年			13年度			23年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国立	7,208	10,411	17,619	1,230	5,234	6,464	0	0	0
公立	2,989	19,118	22,107	1,818	17,220	19,038	982	7,177	8,159
私立	31,276	426,557	457,833	26,481	227,504	253,985	15,489	121,397	136,886
合計	41,473	456,086	497,559	29,529	249,958	279,487	16,471	128,574	145,045
(%)	(8.3)	(91.7)	(100.0)	(10.6)	(89.4)	(100.0)	(11.4)	(88.6)	(100.0)

(参考)

大学計	1,459,207	593,128	2,052,335	1,545,065	942,068	2,487,133	1,475,356	1,094,360	2,569,716
(%)	(71.1)	(28.9)	(100.0)	(62.1)	(37.9)	(100.0)	(57.4)	(42.6)	(100.0)

- (注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。大学は、学部学生のみ。
2 学校基本調査による。

(3) 分野別学生数の推移

(単位:人)

分野	昭45	50	55	60	平2	7	19	20	21	22	23
計	259,747 (100.0%)	348,922 (100.0%)	366,248 (100.0%)	366,180 (100.0%)	473,194 (100.0%)	489,322 (100.0%)	179,958 (100.0%)	166,448 (100.0%)	155,127 (100.0%)	149,634 (100.0%)	145,045 (100.0%)
人文	51,475 (19.8%)	73,645 (21.1%)	79,008 (21.6%)	85,056 (23.2%)	122,188 (25.8%)	129,176 (26.4%)	22,678 (12.6%)	20,721 (12.4%)	19,248 (12.4%)	16,951 (11.3%)	15,869 (10.9%)
社会	30,187 (11.6%)	37,915 (10.9%)	33,499 (9.1%)	35,990 (9.8%)	59,996 (12.7%)	65,363 (13.4%)	21,400 (11.9%)	19,897 (12.0%)	18,518 (11.9%)	17,750 (11.9%)	15,994 (11.0%)
教養	4,646 (1.8%)	6,421 (1.8%)	7,044 (1.9%)	8,315 (2.3%)	14,065 (3.0%)	17,224 (3.5%)	2,367 (1.3%)	2,326 (1.4%)	2,241 (1.4%)	2,161 (1.4%)	1,965 (1.4%)
工業	21,799 (8.4%)	23,335 (6.7%)	20,093 (5.5%)	19,787 (5.4%)	23,729 (5.0%)	22,360 (4.6%)	6,934 (3.9%)	5,749 (3.5%)	4,768 (3.1%)	4,419 (3.0%)	4,220 (2.9%)
農業	3,503 (1.3%)	4,173 (1.2%)	4,160 (1.1%)	4,106 (1.1%)	3,765 (0.8%)	3,692 (0.8%)	1,304 (0.7%)	1,358 (0.8%)	1,370 (0.9%)	1,419 (0.9%)	1,377 (0.9%)
保健	5,827 (2.2%)	10,023 (2.9%)	15,829 (4.3%)	20,544 (5.6%)	26,751 (5.7%)	30,651 (6.3%)	13,494 (7.5%)	12,701 (7.6%)	12,385 (8.0%)	12,462 (8.3%)	12,996 (9.0%)
家政	85,017 (32.7%)	97,369 (27.9%)	97,894 (26.7%)	95,617 (26.1%)	116,651 (24.7%)	115,477 (23.6%)	37,977 (21.1%)	34,608 (20.8%)	31,730 (20.5%)	30,759 (20.6%)	28,223 (19.5%)
教育	44,413 (17.1%)	78,007 (22.4%)	89,370 (24.4%)	76,179 (20.8%)	78,620 (16.6%)	74,381 (15.2%)	54,688 (30.4%)	49,670 (29.8%)	45,946 (29.6%)	45,475 (30.4%)	47,970 (33.1%)
芸術	12,686 (4.9%)	17,867 (5.1%)	19,195 (5.2%)	18,007 (4.9%)	21,494 (4.5%)	22,759 (4.7%)	7,945 (4.4%)	7,521 (4.5%)	6,834 (4.4%)	6,121 (4.1%)	5,755 (4.0%)
その他	194 (0.1%)	167 (0.0%)	156 (0.0%)	2,579 (0.7%)	5,935 (1.3%)	8,239 (1.7%)	11,171 (6.2%)	11,897 (7.1%)	12,087 (7.8%)	12,117 (8.1%)	10,676 (7.4%)

(注) 学校基本調査による。

2 入学者の状況等

(1) 短期大学・大学学部全体の入学者数、定員充足状況

区分		年度								
		平2	8	9	10	11	12	13	14	15
短期大学	入学定員	182,630	194,080	191,325	184,580	176,280	152,071	140,908	126,590	116,433
	入学者数	235,195	220,875	207,546	191,430	168,973	141,491	130,246	121,441	113,029
	充足率%	(128.8)	(113.8)	(108.5)	(103.7)	(95.9)	(93.0)	(92.4)	(96.0)	(97.1)
大学学部	入学定員	414,680	498,913	505,961	515,735	524,807	535,445	539,370	543,319	543,818
	入学者数	492,340	579,148	586,688	590,743	589,559	599,655	603,953	609,337	604,785
	充足率%	(118.7)	(116.1)	(116.0)	(114.5)	(112.3)	(112.0)	(112.0)	(112.2)	(111.2)

区分		年度							
		16	17	18	19	20	21	22	23
短期大学	入学定員	105,746	99,761	95,866	92,342	87,577	83,052	78,751	75,849
	入学者数	106,204	99,431	90,740	84,596	77,339	73,163	72,047	68,432
	充足率%	(100.4)	(99.7)	(94.7)	(91.6)	(88.3)	(88.1)	(91.5)	(90.2)
大学学部	入学定員	545,261	551,775	561,959	567,123	570,250	573,223	575,325	578,427
	入学者数	598,331	603,760	603,054	613,613	607,159	608,730	619,073	612,858
	充足率%	(109.7)	(109.4)	(107.3)	(108.2)	(106.5)	(106.2)	(107.6)	(106.0)

- (注) 1 1部、2部、3部の本科(学部)学生定員及び入学者数の合計。
2 学校基本調査、短期大学一覧、大学一覧による。

(2) 短期大学・大学の女子の進学率

(単位: %)

年度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
短期大学	23.5	24.4	24.9	24.6	23.7	22.9	21.9	20.2	17.2	15.8	14.7	13.9	13.5	13.0	12.4	11.9	11.5	11.1	10.8	10.4
大学	17.3	19.0	21.0	22.9	24.6	26.0	27.5	29.4	31.5	32.7	33.8	34.4	35.2	36.8	38.5	40.6	42.6	44.2	45.2	45.8

- (注) 1 進学率=女子入学者数/3年前の中学校の卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者のうち女子の数
2 学校基本調査による。

(3) 短期大学・大学の自県内入学率

(入学者のうち、当該短期大学・大学の存在する県内高等学校卒業者の割合)

(単位: %)

年度	50	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
短期大学	57.5	60.1	59.2	57.8	58.1	57.8	58.0	58.0	59.3	59.5	59.9	60.4	61.1	61.9	63.1	63.3	63.7	64.0	65.1	66.1
大学	36.1	38.7	35.5	36.0	36.2	36.3	37.1	37.8	38.8	39.1	39.5	39.5	39.7	40.1	40.8	41.0	41.2	41.5	42.0	41.9

- (注) 学校基本調査による。

3 卒業者の進路状況

(1) 卒業者の進路・就職状況

年	卒業者数	進路別内訳								(参考) 大学編入 学者数
		大学等へ の入学者	就職者			専修学校・外国 学校等入学者	一時的な 就労者	左記以外	死亡・不詳	
			計	男	女					
50	140,938 (100.0)	5,022 (3.6)	103,314 (73.3)	11,993 (8.5)	91,321 (64.8)	—	—	25,047 (17.8)	7,555 (5.4)	—
60	174,624 (100.0)	5,085 (2.9)	140,870 (80.7)	9,122 (5.2)	131,748 (75.4)	—	—	23,184 (13.3)	5,485 (3.1)	3,344
2	208,358 (100.0)	6,900 (3.3)	181,229 (87.0)	10,923 (5.2)	170,306 (81.7)	—	2,167 (1.0)	14,543 (7.0)	3,519 (1.7)	4,528
7	246,474 (100.0)	14,213 (5.8)	161,090 (65.4)	10,164 (4.1)	150,926 (61.2)	—	10,896 (4.4)	51,351 (20.8)	8,924 (3.6)	10,297
15	119,151 (100.0)	13,222 (11.1)	71,146 (59.7)	5,195 (4.4)	65,951 (55.4)	—	9,968 (8.4)	23,085 (19.4)	1,730 (1.5)	10,255
16	112,006 (100.0)	12,495 (11.2)	69,029 (61.6)	5,474 (4.9)	63,555 (56.7)	2,886 (2.6)	8,521 (7.6)	17,709 (15.8)	1,366 (1.2)	10,073
17	104,621 (100.0)	12,031 (11.5)	68,035 (65.0)	5,796 (5.5)	62,239 (59.5)	2,990 (2.9)	6,655 (6.4)	13,829 (13.2)	1,081 (1.0)	9,873
18	99,611 (100.0)	11,674 (11.7)	67,480 (67.7)	6,089 (6.1)	61,391 (61.6)	2,579 (2.6)	5,177 (5.2)	11,899 (11.9)	802 (0.8)	9,462
19	92,100 (100.0)	11,026 (12.0)	64,623 (70.2)	5,832 (6.3)	58,791 (63.8)	2,120 (2.3)	4,285 (4.7)	9,452 (10.3)	594 (0.6)	8,943
20	83,900 (100.0)	9,524 (11.4)	60,412 (72.0)	5,134 (6.1)	55,278 (65.9)	1,853 (2.2)	3,215 (3.8)	8,400 (10.0)	494 (0.6)	7,701
21	78,056 (100.0)	9,003 (11.5)	54,587 (69.9)	4,263 (5.5)	50,324 (64.5)	1,553 (2.0)	3,450 (4.4)	9,037 (11.6)	426 (0.5)	7,062
22	71,394 (100.0)	8,384 (11.7)	46,723 (65.4)	3,334 (4.7)	43,389 (60.8)	1,728 (2.4)	3,880 (5.4)	9,986 (14.0)	693 (1.0)	6,714
23	66,999 (100.0)	7,491 (11.2)	45,657 (68.1)	3,139 (4.7)	42,518 (63.5)	1,488 (2.2)	3,206 (4.8)	8,655 (12.9)	502 (0.7)	5,839

- (注) 1 学校基本調査による。
 2 卒業者は当該年3月の卒業者数、編入学者数は当該年4月の入学者数。
 3 就職者には、大学等への入学者のうち就職している者も含む。
 4 大学等への入学者とは、大学、短期大学の本科、別科、専攻科へ入学した者。
 5 ()内の数字は割合。(単位:%)

(2) 4年制大学への編入学者数

年度 区分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
編入学受入数	15,091	14,607	14,905	15,169	15,009	14,650	13,249	12,549	11,837	10,586
短期大学卒業 者	10,850 (8.3%)	10,255 (8.6%)	10,073 (9.0%)	9,873 (9.4%)	9,462 (9.5%)	8,943 (9.7%)	7,701 (9.2%)	7,062 (9.0%)	6,714 (9.4%)	5,839 (8.7%)
高等専門学校 卒業生	2,512	2,545	2,871	2,977	2,990	2,998	2,911	2,977	2,898	2,769
専修学校(専門 課程)卒業生	1,729	1,807	1,961	2,319	2,557	2,709	2,637	2,510	2,225	1,978
(参考)										
短期大学卒業 者数	130,597	119,151	112,006	104,621	99,611	92,100	83,900	78,056	71,394	66,999
大学入学者数 (学部)	609,337	604,785	598,331	603,760	603,054	613,613	607,159	608,730	619,119	612,858

- (注) 1 「編入学受入数」とは、当該年度に大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 2 「短期大学卒業生数(参考)」とは、当該年度の前年度3月の卒業生数。
 3 「短期大学卒業生」欄の下段は、「(参考)短期大学卒業生数」に対する割合。
 4 学校基本調査による。

(3) 出身学科別・産業別就職者数（平成23年3月卒業者）

学科 区分	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他
農業、林業	124 0.3%	7 0.2%	7 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	65 28.6%	1 0.0%	17 0.2%	4 0.0%	0 0.0%	21 0.6%
漁業	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%
鉱業、採石業、 砂利採取業	4 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建設業	496 1.1%	77 1.9%	92 1.7%	11 1.6%	24 2.3%	33 14.5%	4 0.1%	146 1.5%	12 0.1%	15 1.7%	82 2.3%
製造業	2,861 6.3%	508 12.5%	502 9.1%	84 12.6%	132 12.9%	55 24.2%	10 0.3%	1,081 11.0%	71 0.4%	103 11.5%	315 8.9%
電気・ガス・ 熱供給・水道業	136 0.3%	37 0.9%	24 0.4%	3 0.4%	6 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	39 0.4%	7 0.0%	5 0.6%	15 0.4%
情報通信業	522 1.1%	145 3.6%	108 2.0%	30 4.5%	21 2.1%	1 0.4%	1 0.0%	111 1.1%	16 0.1%	27 3.0%	62 1.8%
運輸業、郵便業	586 1.3%	228 5.6%	126 2.3%	21 3.1%	27 2.6%	0 0.0%	3 0.1%	95 1.0%	20 0.1%	8 0.9%	58 1.6%
卸売業、小売業	5,611 12.3%	987 24.3%	804 14.6%	172 25.7%	490 47.9%	28 12.3%	38 1.3%	1,783 18.2%	233 1.4%	188 21.0%	888 25.2%
金融業、保険業	1,005 2.2%	319 7.8%	182 3.3%	89 13.3%	9 0.9%	1 0.4%	2 0.1%	200 2.0%	21 0.1%	15 1.7%	167 4.7%
不動産業、 物品賃貸業	375 0.8%	96 2.4%	86 1.6%	16 2.4%	13 1.3%	0 0.0%	1 0.0%	90 0.9%	16 0.1%	2 0.2%	55 1.6%
学術研究、専門・ 技術サービス業	518 1.1%	58 1.4%	75 1.4%	7 1.0%	20 2.0%	0 0.0%	6 0.2%	127 1.3%	20 0.1%	74 8.3%	131 3.7%
宿泊業、 飲食サービス業	2,065 4.5%	287 7.1%	162 2.9%	21 3.1%	13 1.3%	9 4.0%	20 0.7%	1,243 12.7%	71 0.4%	43 4.8%	196 5.6%
生活関連サー ビス業、娯楽業	1,572 3.4%	277 6.8%	192 3.5%	14 2.1%	8 0.8%	1 0.4%	118 4.0%	419 4.3%	151 0.9%	157 17.6%	235 6.7%
教育、学習支援業	6,100 13.4%	157 3.9%	280 5.1%	34 5.1%	13 1.3%	0 0.0%	41 1.4%	314 3.2%	5,006 29.5%	101 11.3%	154 4.4%
医療、福祉	20,536 45.0%	368 9.0%	2,304 41.9%	87 13.0%	47 4.6%	10 4.4%	2,694 91.4%	3,127 31.9%	10,979 64.6%	93 10.4%	827 23.5%
複合サービス事業	467 1.0%	77 1.9%	86 1.6%	33 4.9%	2 0.2%	6 2.6%	1 0.0%	107 1.1%	64 0.4%	4 0.4%	87 2.5%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,714 3.8%	241 5.9%	260 4.7%	26 3.9%	182 17.8%	10 4.4%	4 0.1%	731 7.4%	80 0.5%	36 4.0%	144 4.1%
公務 (他に分類されるものを除く)	700 1.5%	139 3.4%	103 1.9%	19 2.8%	11 1.1%	4 1.8%	3 0.1%	139 1.4%	206 1.2%	16 1.8%	60 1.7%
上記以外のもの	264 0.6%	59 1.4%	107 1.9%	0 0.0%	3 0.3%	4 1.8%	2 0.1%	43 0.4%	12 0.1%	7 0.8%	27 0.8%
計	45,657 100.0%	4,069 100.0%	5,500 100.0%	669 100.0%	1,022 100.0%	227 100.0%	2,949 100.0%	9,813 100.0%	16,989 100.0%	894 100.0%	3,525 100.0%

(注) 1 学校基本調査による。

2 就職進学者数を含む。

(4) 就職内定状況

① 就職（内定）率の推移（平成19年度調査）

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	69.2% (68.2%)	81.6% (81.4%)	88.7% (88.2%)	96.9% (97.3%)
短期大学	38.5%	60.7%	76.7%	94.6%
高等専門学校	96.4%	98.7%	99.6%	99.6%
専修学校 (うち女子)	49.0% (46.3%)	68.8% (68.8%)	81.6% (82.9%)	93.7% (93.3%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

② 就職（内定）率の推移（平成20年度調査）

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	69.9% (70.1%)	80.5% (80.5%)	86.3% (86.2%)	95.7% (95.4%)
短期大学	39.4%	56.9%	75.8%	94.5%
高等専門学校	94.8%	95.8%	99.0%	100.0%
専修学校 (うち女子)	46.2% (44.0%)	63.1% (62.5%)	78.8% (78.6%)	91.8% (91.4%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

③ 就職（内定）率の推移（平成21年度調査）

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	62.5% (61.6%)	73.1% (73.2%)	80.0% (79.9%)	91.8% (91.5%)
短期大学	29.0%	47.4%	67.3%	88.4%
高等専門学校	94.7%	96.9%	97.3%	99.5%
専修学校 (うち女子)	43.4% (41.2%)	56.7% (56.1%)	72.4% (70.9%)	87.4% (87.0%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

④ 就職（内定）率の推移（平成22年度調査）

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	57.6% (55.3%)	68.8% (67.4%)	77.4% (75.7%)	91.0% (90.9%)
短期大学	22.5%	45.3%	63.1%	84.1%
高等専門学校	93.8%	94.7%	97.3%	98.7%
専修学校 (うち女子)	37.9% (39.9%)	54.1% (56.3%)	69.5% (70.7%)	86.2% (84.4%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

⑤ 就職（内定）率の経年比較

	平16.4.1	平17.4.1	平18.4.1	平19.4.1	平20.4.1	平21.4.1	平22.4.1	平23.4.1
大学 (うち女子)	93.1% (93.2%)	93.5% (93.8%)	95.3% (95.0%)	96.3% (96.0%)	96.9% (97.3%)	95.7% (95.4%)	91.8% (91.5%)	91.0% (90.9%)
短期大学	89.5%	89.0%	90.8%	94.3%	94.6%	94.5%	88.4%	84.1%
高等専門学校	100.0%	98.5%	96.7%	98.8%	99.6%	100.0%	99.5%	98.7%
専修学校 (うち女子)	90.3% (91.7%)	92.5% (93.3%)	91.8% (91.2%)	93.8% (95.0%)	93.7% (93.3%)	91.8% (91.4%)	87.4% (87.0%)	86.2% (84.4%)

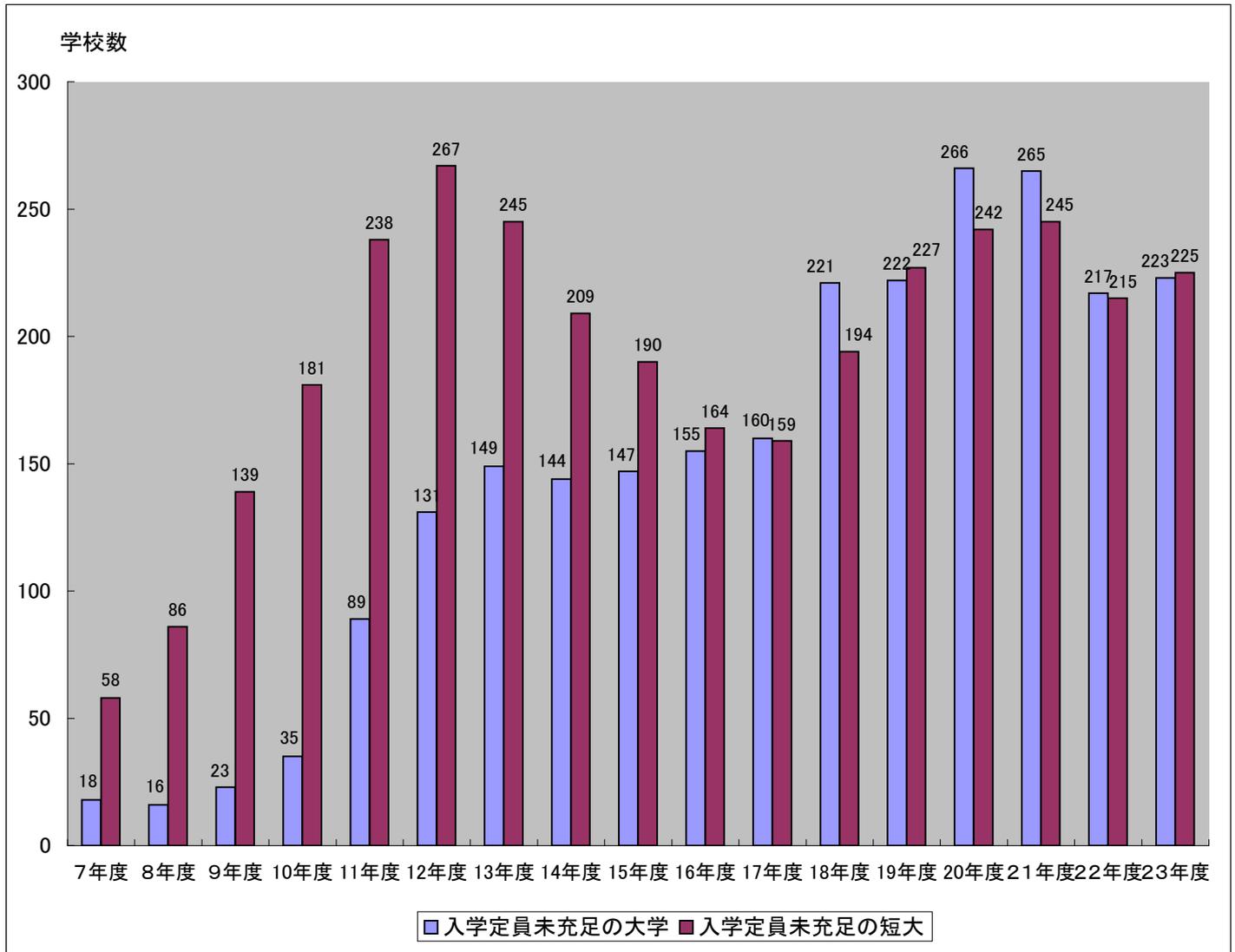
(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

私立大学・短期大学の入学定員充足状況

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大 学 数	410	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572
入学定員未充足の大学	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	217	223
未充足割合	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.1%	39.0%
短 大 数	491	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338
入学定員未充足の短大	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225
未充足割合	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%

(注)大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



3. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知)

○ 大学設置等に係る提出書類の索引

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づく提出書類
 ・ ・ ・ ・ ・ A
 「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」に基づく提出書類
 ・ ・ ・ ・ ・ B

	手 続 き の 種 類	参 照 頁
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校を設置 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の学部の設置 ・ 私立大学の学部の学科の設置 ・ 大学の大学院の設置 ・ 大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置，研究科の専攻に係る課程の変更 ・ 通信教育の開設 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学の学部の学科の設置 ・ 短期大学の学科の専攻課程の設置 ・ 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置 	B
収 容 定 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学，公立短期大学，公立高等専門学校の収容定員変更 ・ 大学院の収容定員変更 ・ 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立大学，私立短期大学，私立高等専門学校の収容定員変更 	A
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校の廃止 ・ 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科の廃止 ・ 大学院の研究科の専攻の廃止 ・ 大学及び短期大学の通信教育課程の廃止 	B
	設置者変更	A
	その他の学則変更	B

注) 上記の「収容定員変更」には、収容定員増も含む。

4. 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成21年2月(同年3月施行)に改正され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認可行政を実現するという観点から、大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大が図られた。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)

(認可等の公表)

第12条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

1 提出期限について

手続の種類	電子ファイル提出期限
大学新設(10月末認可)	11月18日(金)
学部等設置(10月末認可)	11月18日(金)
通信教育の開設(10月末認可)	11月18日(金)
収容定員増	(6月認可) 7月15日(金)
	(8月認可) 9月16日(金)
収容定員変更(届出)	届出をした日から2週間後まで
設置者変更	認可日から2週間後まで
学部等設置、通信教育の開設(届出)	
届出時期	
4月23日～4月30日	7月15日(金)
5月24日～5月28日	8月19日(金)
6月24日～6月30日	9月16日(金)
7月26日～7月30日	10月14日(金)
9月27日～10月1日	12月16日(金)
11月24日～11月30日	2月17日(金)
12月17日～12月24日	3月16日(金)
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで

2 公表の対象区分

- ①大学又は高等専門学校を設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き (平成23年度改訂版)の主な改正点

◆各大学等への発送

発送業者より、平成23年2月22日頃で発送

◆手引きの文部科学省ホームページ掲載

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1301431.htm

1. 認可申請受付日の記載(P.2, P.6)

- ・大学等新設、学部・学科等新設、収容定員増加等に係る認可申請受付期間について記載

2. 設置届出及び事前相談の送付確認(P.10, 11, 147)

- ・設置届出及び事前相談の資料送付後、メールの件名を「●●大学事前相談(設置届出)書類送付」とし、大学設置室アドレス「d-secchi@mext.go.jp」に確認メールを送信

3. 情報の公表(P.66)

- ・平成22年6月16日付け「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」に基づき、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、その取組について記載

4. 専門職大学院の認証評価(P.74)

- ・専門職大学院の認可申請において、質保証の観点から認証評価等について記載

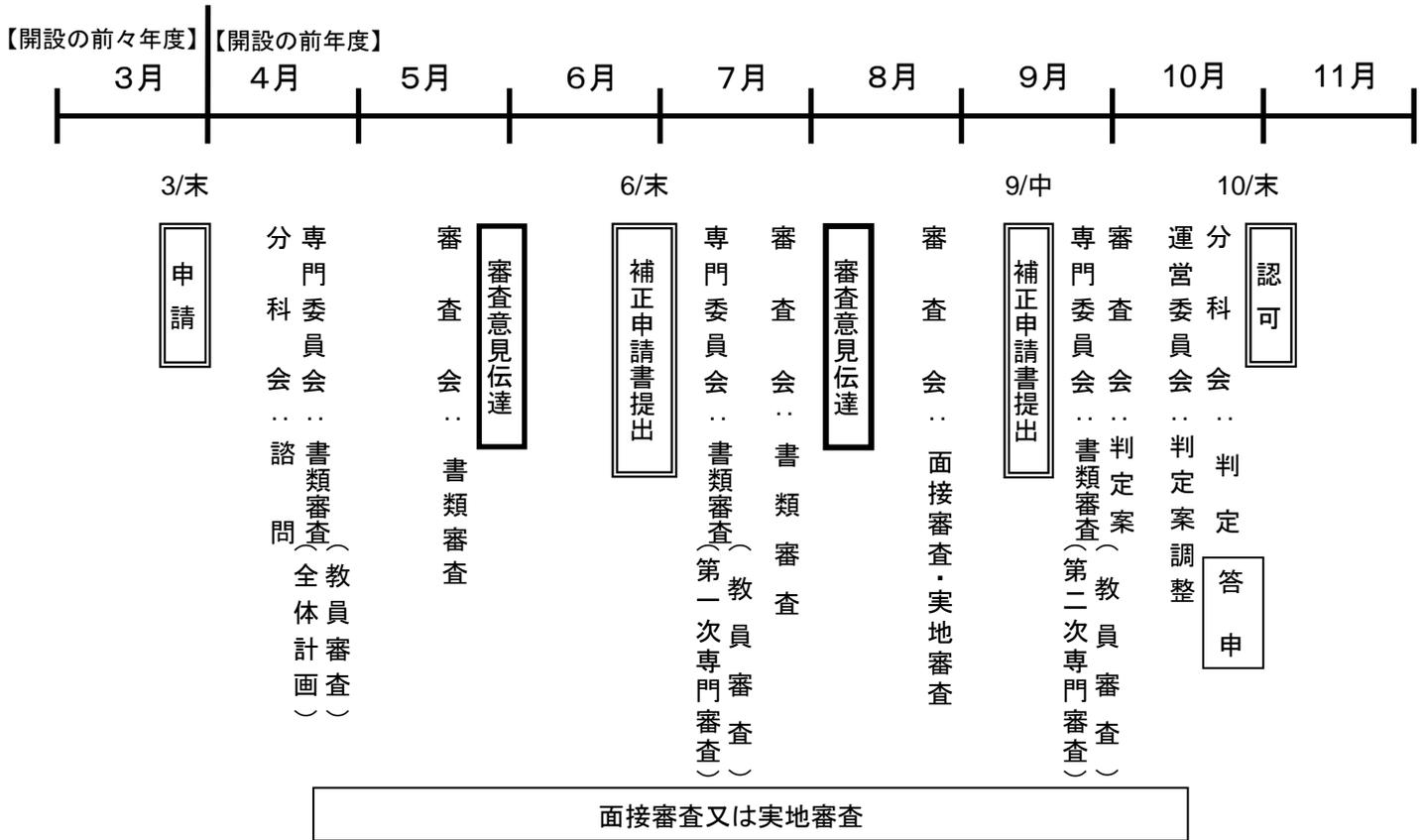
5. 学生募集停止の報告について(P.181, 189, 192)

- ・学生募集停止の報告提出の徹底及び学生、教職員等関係者に対する周知と理解の徹底

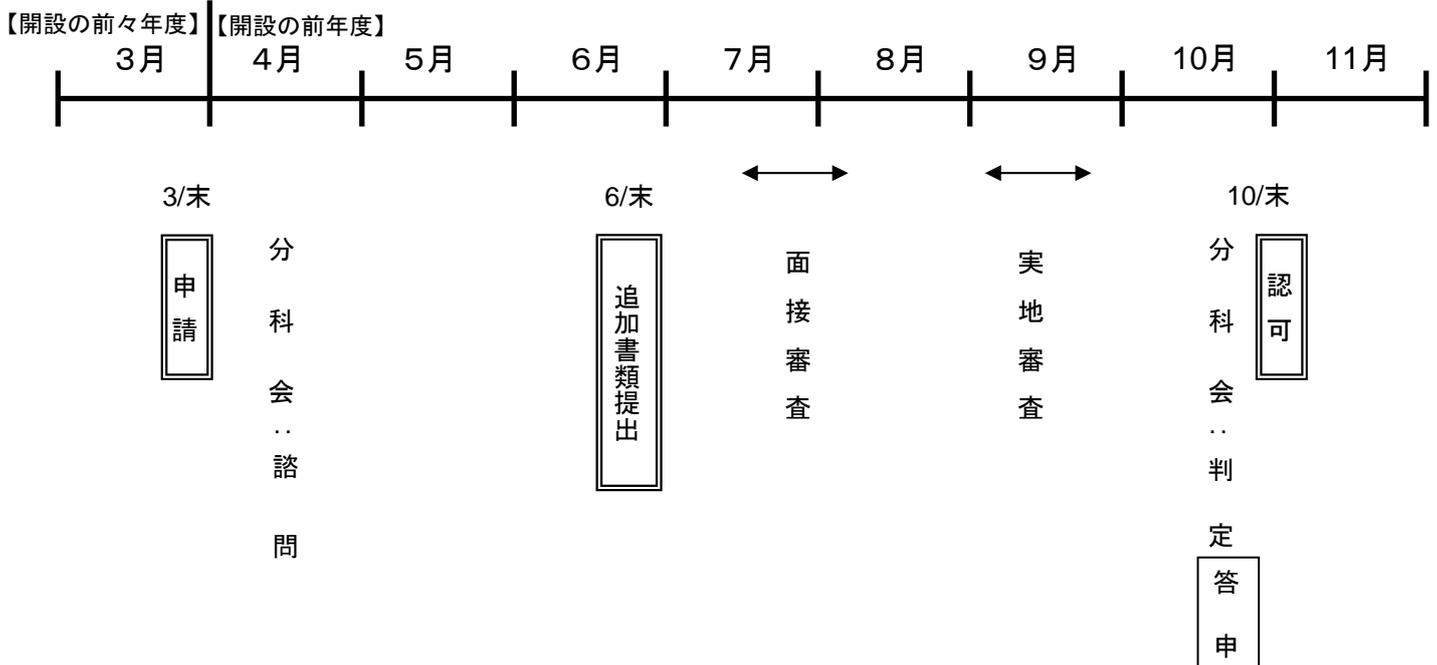
審査スケジュール

— 大学等新設の場合(3月末申請) —

○設置認可関係(大学設置分科会)



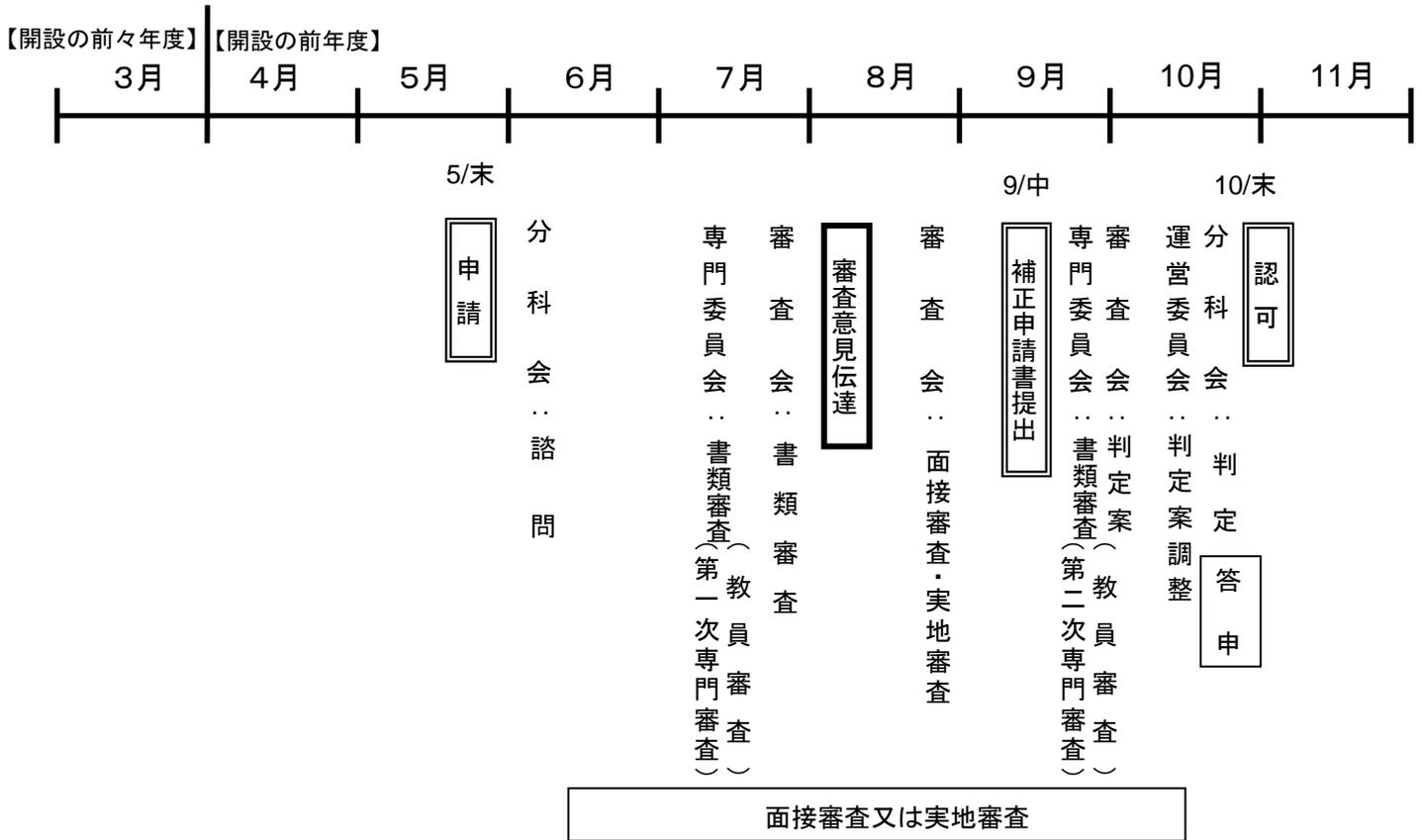
○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



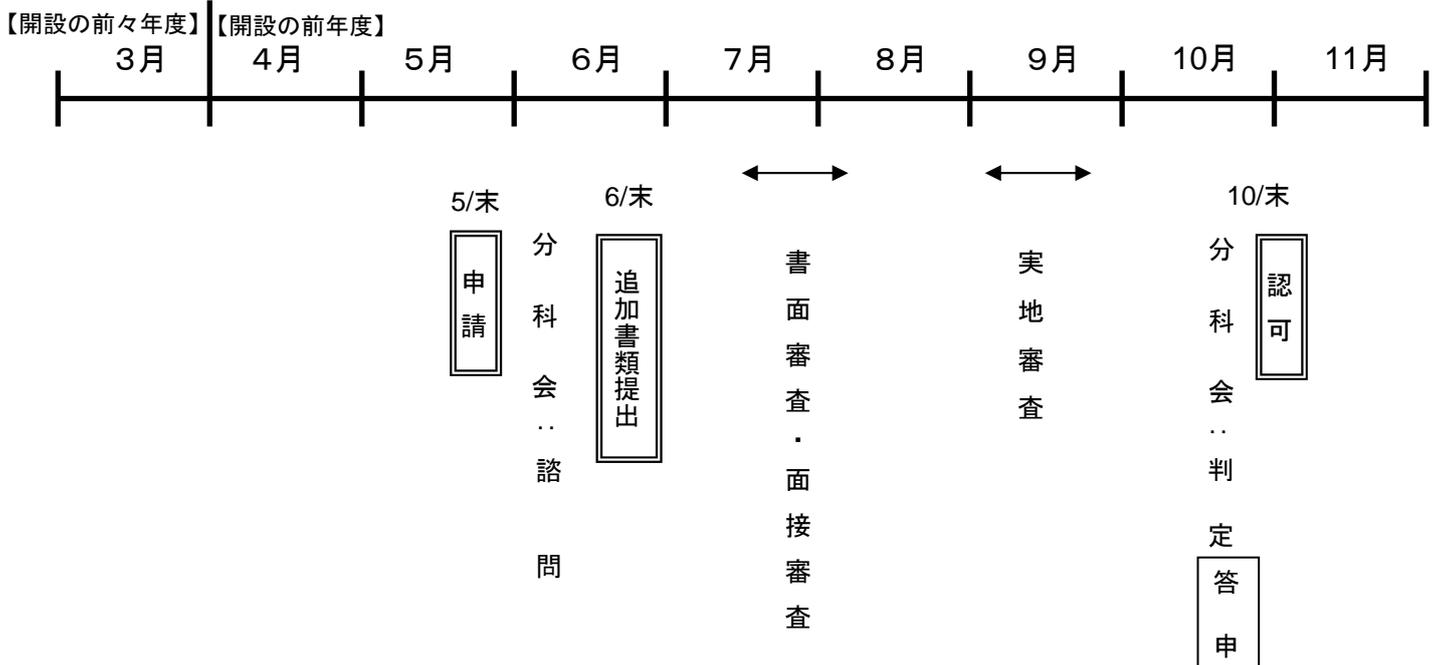
審査スケジュール

— 学部等設置の場合(5月末申請) —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



設置審査の主な観点(平成22年度審査)

○学部等について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。
- ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。
- ③ 特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、適切な見通しを持っているか。
- ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目標その他の教育研究上の目標を学則等に定めているか。

2. 名 称

- ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 入学者の公正かつ妥当な選抜方法等が定められているか。
- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ③ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。
- ④ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。
- ⑤ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられるような人数となっているか。
- ⑥ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑦ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

- ⑧ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑨ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週に渡るとともに、各授業科目は、10週又は15週に渡るものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満(短大にあつては30単位未満)とすることとしているか。
- ⑪ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ⑫ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ⑬ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ⑭ 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ⑮ 履修科目の登録上限(CAP制)の設定、厳格な成績評価(GPA)など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

4. 教員組織

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
- ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ③ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。
- ④ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑤ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑥ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑦ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

- ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は, 実地にて確認する。また, その場合, 学生が円滑に利用できるようになっているか。
- ⑦ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑧ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, 当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。
- ⑨ 大学における校地の面積は, 収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。
- ⑩ 校舎の面積は, 設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)

○共同教育課程について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨に共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。
- ② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。

2. 名 称

- ① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。
- ② 共同教育課程を編成する大学(大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。)の共同学科等の名称は同一の名称であるか。

3. 教育課程

- ① 構成大学(大学院は除く)において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。
- ② 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院(以下、構成大学院という。)の教員から研究指導を受けることができるよう研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。
- ③ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないように適切に配慮されているか。
- ④ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。
- ⑤ 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。
- ⑥ 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。
- ⑦ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。
- ⑧ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。
- ⑨ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位

数が以下のとおり設定されているか。

学科(医学・歯学除く)	・・・	31単位以上
学科(医学・歯学)	・・・	32単位以上
大学院(修士課程・博士課程)	・・・	10単位以上
専門職大学院(法科・教職除く)	・・・	10単位以上
法科大学院・教職大学院	・・・	7単位以上
短期大学(2年制)	・・・	10単位以上
短期大学(3年制)	・・・	20単位以上

4. 教員組織

- ① 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行いうる体制がそれぞれ整備されているか。

5. 施設・設備等

- ① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ③ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。

6. その他

- ① 学生の在籍関係について、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。
- ② 入学者選抜の際に各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。
- ③ あらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。
- ④ 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。
協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。

< 審議事項(例) >

- ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学位審査委員会の設置に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

認可申請，届出設置における PR活動・募集行為について

➤ PR活動

- ・説明会，ホームページ，新聞等により「認可申請中」等である旨の広報を行うことは可能
- ただし，認可申請中であること，募集人員等が予定であり変更があり得る旨を明確に記載すること

➤ 募集行為(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

- ・認可申請の場合は，認可後
- ・届出設置の場合は，原則届出後60日経過後
 - ※届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるのであるため(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)
 - ※大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能
 - ※認可後等の学生募集は「平成22年度大学入学者選抜実施要項について」(平成23年5月通知予定)に従って実施

学部等の届出設置のポイント

平成 23 年 3 月
文部科学省大学設置室

新たに学部等を設置するにあたり、学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することができます。

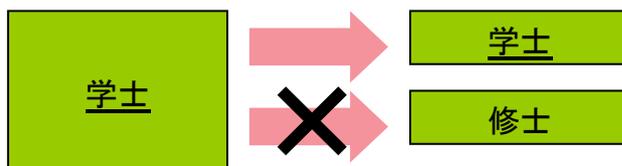
(学校教育法第4条第2項, 同法施行令第23条第2)

届出による学部等の設置は、学問体系が確立した17の分野のうち、学位の種類・分野に変更がない場合に届出による設置が可能です。

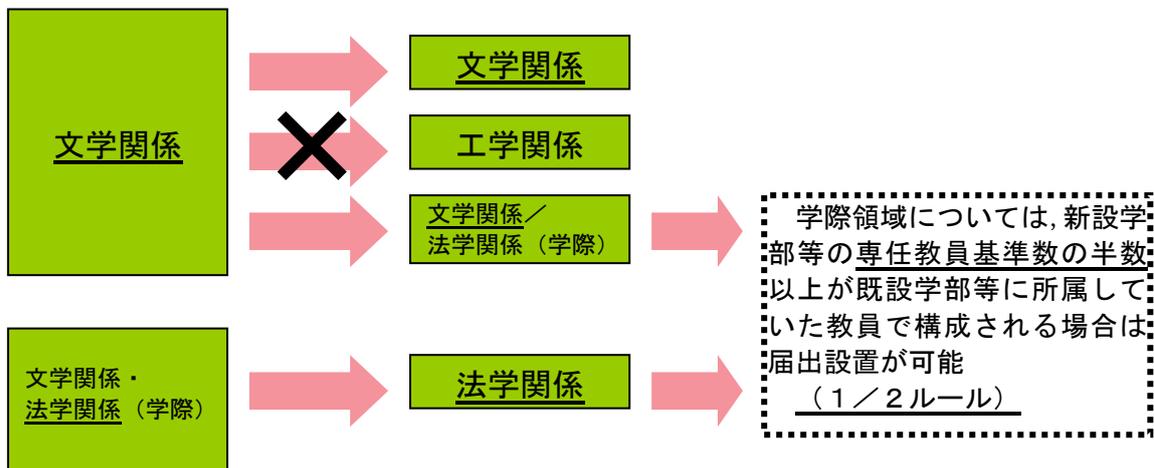
また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能です。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第39号))

届出後の事務処理については、別紙1を参照してください。

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きに関わらず「社会に対する「約束」」です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。※併せて、事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

記入上の留意点については、別紙2～6を参照してください。

※「認可又は届出」・・・別紙2, 3

「名称変更」・・・別紙4, 5, 6

	受付期間	開催予定日
1	平成23年 1月31日(月) ～ 2月 4日(金)	平成23年 3月23日(水)
2	平成23年 4月26日(火) ～ 5月 6日(金)	平成23年 6月15日(水)
3	平成23年 7月 4日(月) ～ 7月 8日(金)	平成23年 8月19日(金)
4	平成23年10月24日(月) ～ 10月28日(金)	平成23年12月16日(金)
5	平成23年11月28日(月) ～ 12月 2日(金)	平成24年 1月27日(金)
6	平成24年 1月30日(月) ～ 2月 3日(金)	平成24年 3月23日(金)

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を遵守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置(19年度開設)された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、留意事項を付すことになった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表しています。

次年度以降も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分にご留意ください。

Point 3 情報公開

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、届出設置の際の添付資料である、「基本計画書(カリキュラム、教員数等を含む)」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」及び「教員名簿(年齢及び月額基本給を除く)」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては、電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので、手続に遺漏なきようお願いいたします。

Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などが無いよう適切に行ってください。

Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙7を参照してください。

Point 6 その他の留意点

- ① 基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則届の省略が可能
 ※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要
- ② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数、教授数）

5. 設置届出書の受付期間

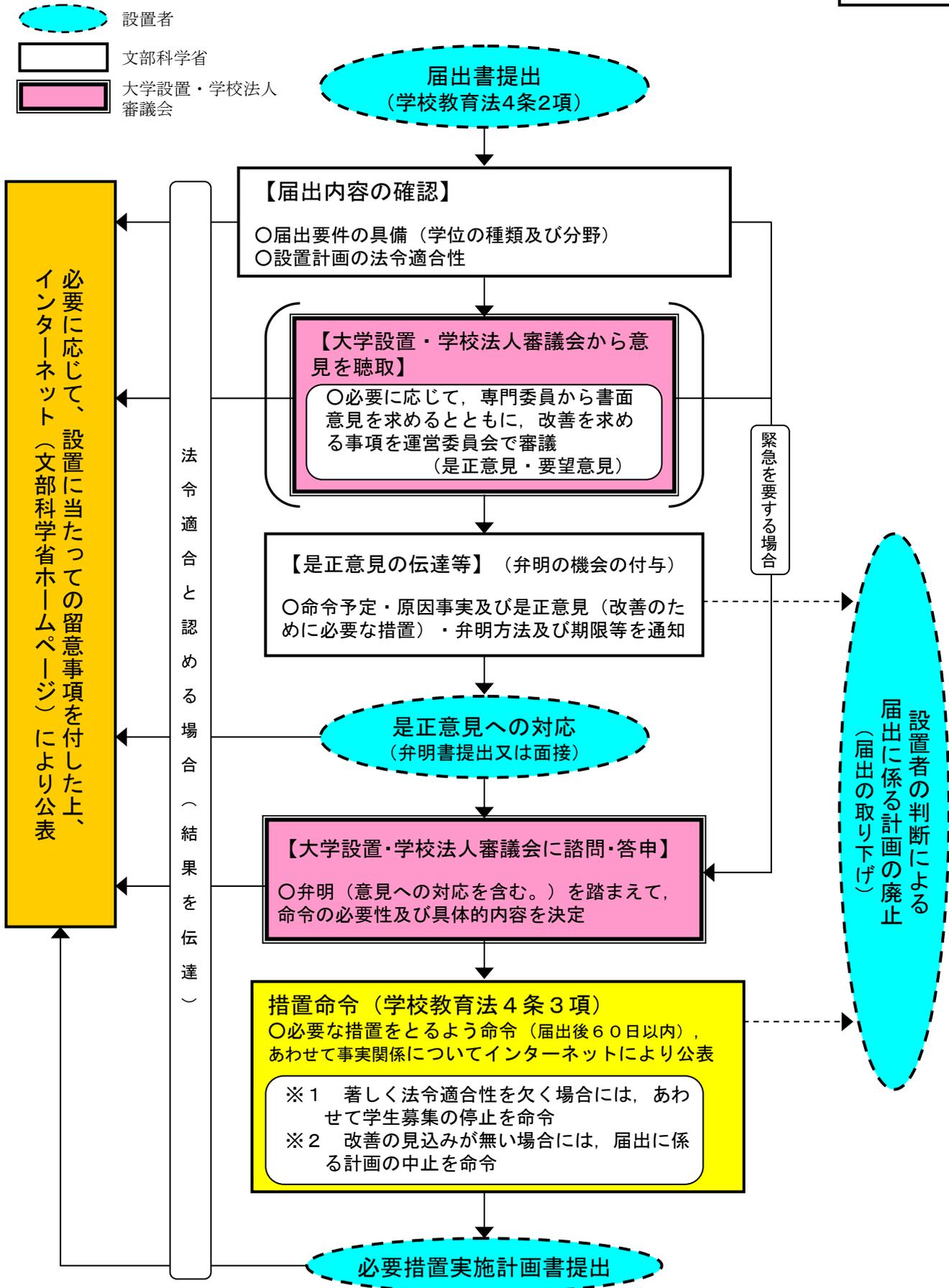
学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。※併せて、届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

	受付期間			収容定員の認可申請
1	平成23年 4月22日(金)	～	4月28日(木)	3月末申請は4月に届出
2	平成23年 5月25日(水)	～	5月31日(火)	
3	平成23年 6月24日(金)	～	6月30日(木)	6月末申請は6月に届出
4	平成23年 7月25日(月)	～	7月29日(金)	
5	平成23年 8月25日(木)	～	8月31日(水)	
6	平成23年 9月26日(月)	～	9月30日(金)	
7	平成23年11月24日(木)	～	11月30日(水)	
8	平成23年12月19日(月)	～	12月26日(月)	

6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

届出後の事務処理の流れ



設置計画の概要

事項	記入欄																																																																																																																																																														
事前相談事項	認可又は届出																																																																																																																																																														
計画の区分	学部の設置																																																																																																																																																														
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トランモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園																																																																																																																																																														
フリガナ大学の名称	トランモンダイガク 虎ノ門大学 (The University of Toranomon)																																																																																																																																																														
新設学部等において養成する人材像	① ② ③																																																																																																																																																														
既設学部等において養成する人材像	① ② ③																																																																																																																																																														
新設学部等において取得可能な資格	<p>【国際関係学部 国際文化学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校教員1種(国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 <p>・ 図書館司書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。 <p>【国際関係学部 国際開発学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校教員1種(国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 																																																																																																																																																														
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																																																																																														
新設学部等の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動元</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国際関係学部</td> <td rowspan="3">国際文化学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">80</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">320</td> <td rowspan="3">学士 (国際文化学)</td> <td rowspan="3">文学関係 社会学・社会福祉学関係</td> <td rowspan="3">平成24年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国際開発学部</td> <td rowspan="3">国際開発学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">480</td> <td rowspan="3">学士 (国際開発学)</td> <td rowspan="3">文学関係 経済学関係</td> <td rowspan="3">平成24年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>経済学部経済学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="8">新規採用</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授	国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成24年 4月	文学部歴史文化学科	5	3	文学部言語学科	4	2	法学部法律学科	1	1	計								10	6	国際開発学部	国際開発学科	4	120	3年次 10	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成24年 4月	文学部歴史文化学科	2	1	文学部言語学科	3	1	経済学部経済学科	3	3	新規採用								2	1	計								10	6	計									0	0																																																																	
	新設学部等の名称						修業年限	入学定員		編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																																																																
学位又は称号		学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授																																																																																																																																																										
国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成24年 4月	文学部歴史文化学科	5	3																																																																																																																																																				
									文学部言語学科	4	2																																																																																																																																																				
									法学部法律学科	1	1																																																																																																																																																				
計								10	6																																																																																																																																																						
国際開発学部	国際開発学科	4	120	3年次 10	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成24年 4月	文学部歴史文化学科	2	1																																																																																																																																																				
									文学部言語学科	3	1																																																																																																																																																				
									経済学部経済学科	3	3																																																																																																																																																				
新規採用								2	1																																																																																																																																																						
計								10	6																																																																																																																																																						
計									0	0																																																																																																																																																					
既設学部等の概要(現在の状況)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動先</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">文学部(廃止)</td> <td rowspan="3">歴史文化学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">60</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">240</td> <td rowspan="3">学士 (文学)</td> <td rowspan="3">文学関係</td> <td rowspan="3">昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法学部</td> <td rowspan="3">法学関係</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">500</td> <td rowspan="3">学士 (法学)</td> <td rowspan="3">法学関係</td> <td rowspan="3">平成2年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学部</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">500</td> <td rowspan="3">学士 (経済学)</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>新規採用</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>18</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学部</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">500</td> <td rowspan="3">学士 (経済学)</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">昭和45年 4月</td> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>経済学部経済学科</td> <td>13</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>新規採用</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> <td>17</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授	文学部(廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3	国際関係学部国際開発学科	2	1	その他	1	1	退職								1	1	計								9	6	法学部	法学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (法学)	法学関係	平成2年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2	国際関係学部国際開発学科	3	1	その他	1	1	退職								1	1	計								9	5	経済学部	経済学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1	法学部法律学科	15	6	新規採用	1	1	退職								1	1	計								18	9	経済学部	経済学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際開発学科	3	3	経済学部経済学科	13	6	新規採用	1	1	計								17	10
既設学部等の名称	修業年限						入学定員	編入学定員		収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																																																																	
		学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授																																																																																																																																																									
文学部(廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3																																																																																																																																																				
									国際関係学部国際開発学科	2	1																																																																																																																																																				
									その他	1	1																																																																																																																																																				
退職								1	1																																																																																																																																																						
計								9	6																																																																																																																																																						
法学部	法学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (法学)	法学関係	平成2年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2																																																																																																																																																				
									国際関係学部国際開発学科	3	1																																																																																																																																																				
									その他	1	1																																																																																																																																																				
退職								1	1																																																																																																																																																						
計								9	5																																																																																																																																																						
経済学部	経済学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1																																																																																																																																																				
									法学部法律学科	15	6																																																																																																																																																				
									新規採用	1	1																																																																																																																																																				
退職								1	1																																																																																																																																																						
計								18	9																																																																																																																																																						
経済学部	経済学関係	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際開発学科	3	3																																																																																																																																																				
									経済学部経済学科	13	6																																																																																																																																																				
									新規採用	1	1																																																																																																																																																				
計								17	10																																																																																																																																																						
【備考欄】	平成23年6月 収容定員に係る学則変更の認可申請予定																																																																																																																																																														

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる学部等」について記載してください。

新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。

専任教員数は、新設学部等の学年進行終了時における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。

新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。

設置手続に係る専門的判断を要する確認事項(例:学位の英文表記や教育課程の構成等)がある場合は、備考欄に記載してください。※収容定員に係る学則変更の認可申請を予定している場合は、その旨記載してください。

新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。

(作成例)

別紙3

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教育課程等の概要 (事前相談)																						
(法学部法学科)																						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考								
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手									
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1												
	○○○概論(基礎)	1前	2			○																オムニバス
	◇◇◇◇	1・2後	2			○																兼2
	△△△論Ⅰ(基礎)	1・2前	2			○																
	△△△論Ⅱ(応用)	1・2後	2			○																
	△△△論Ⅲ(発展)	2・3前	2			○																
	×××論	2前	2			○																兼1
	\$ \$ \$学	2前	2			○																兼1
	% % %学	2前	2			○																兼1
	# # #史	1・2後	2			○																兼1
	* * *法	1・2後	2			○																兼2
	◎◎◎法	2・3後	2			○																兼2
	△△△史	1・2前	2			○																集中
	○○○概論	1・2後	2			○						1										兼1
	○○○総論	1・2前	2			○																
	△▽△論	1・2後	2			○																
	×××Ⅰ(基礎)	1・2前	2			○						1	1									
	×××Ⅱ(応用)	2・3後	2			○																
	■ ■ ■基礎演習	2後	2			○																
小計(19科目)			10	28	0				6	3	2	2	0								兼8	
専門応用科目	○○○概論(応用)	2後	2			○																
	■ ■ ■論	2後	2			○																
	○○○法	2後	2			○																
	◇◇◇法	2後	2			○																
	◇◇◇史	2後	2			○																
	▼▼▼総論	3・4前	2			○																
	□□□学	3・4後	2			○																
	\$ \$ \$論	3・4後	2			○																
	▽▽▽学	3後	2			○																
	# # #学(応用)	4後	2			○																
	○○○研究	3後	2			○																
	×××研究	3後	2			○																
	□□□発展演習	4後	2			○																
	■ ■ ■発展演習	4後	2			○																
	◆ ◆ ◆発展演習	4後	2			○																
小計(15科目)			9	21	0				3	1												
総合演習			9	2					9	2												
卒業論文			9	2					9	2												
小計(2科目)			9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
合計(12科目)			10	6	2	2	0		11													
学位又は称号	学士(法律学)		学位又は学科の分野			法学関係																
卒業要件及び履修方法						授業期間等																
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限:○○単位(年間))						1学年の学期区分			2学期													
						1学期の授業期間			15週													
						1時限の授業時間			90分													

兼任・兼担が授業を担当する場合、その人数を記載してください。

前期、後期、通年等の開講時期を配当年次の横に記載してください。

小計欄は科目区分毎の教員の実数を記載してください。

複数の授業形態をとる場合、主たる形態以外の授業形態を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。

実際に届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になりますので、内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

新設学部等の教育課程等の概要だけでなく、「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

(作成例)

別紙5

設 置 時 か ら の 変 更 状 況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置		
平成16年4月	心理学部心理学科 設置		設置届出(学科)
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	設置届出(学科)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成24年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部 保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	名称変更(学部)

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

※学部名を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」に、
学科名を「保健福祉学科」から「医療福祉学科」に変更する場合の記載例

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

(作成例)

別紙6

設置時からの教育課程の変更状況

【設置時（昭和〇〇年4月）】

【名称変更前】

【名称変更後】

【設置時（昭和〇〇年4月）】				【名称変更前】				【名称変更後】							
(法学部法理学科)				(法学部法理学科)				(法学部法理学科)							
科目区分	授業科目の名称	単位数		科目区分	授業科目の名称	単位数		変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数		変更内容		
		必修	選択			必修	選択				必修	選択			
共通教育科目	●●●●入門	2						名称変更 廃止 新設	共通教育科目	○○○史	2		統合		
	◇◇◇史		2		ΣΣΣ学					○○○語	2				
	????論				@@@学	2				×××語	2				
	ΣΣΣ学				△△△法	2				◆◆◆語	2			新設	
	@@@学	2			%%%	2				スポーツ実技(##)	2				
	△△△法	2			外国語科目					スポーツ実技(▼▼)	2				
	▲▲▲法	2			○○語	2									
	%%%	2			××語	2									
	○○語	2			◆◆◆語	2		新設							
	××語	2			スポーツ実技			統合							
専門基礎科目	●●●●概論	2			●●●●概論	2		分割 分割 分割 廃止 新設	専門基礎科目	●●●●概論	2		統合		
	△△△総論	2			△△△論Ⅰ(基礎)	2					△△△論Ⅰ(基礎)	2			
	×××論	2			△△△論Ⅱ(発展)	2					△△△論Ⅱ(発展)	2			
	\$\$\$学	2			△△△論Ⅲ(応用)	2					△△△論Ⅲ(応用)	2			
	%%%	2			×××論	2					%%%	2			
	###史	2			¥¥¥学	2					%%%	2			
	***法	2			%%%	2					###史	2			
	◎◎◎法	2			###史	2					***法	2			
	○○○概論	2			◎◎◎法	2					◎◎◎法	2			
	○○○総論	2			○○○論	2					○○○論	2			
専門科目	×××Ⅰ(基礎)	2			×××Ⅰ(基礎)	2		統合	専門科目	×××Ⅰ(基礎)	2		統合		
	×××Ⅱ(応用)	2			×××Ⅱ(応用)	2					×××Ⅱ(応用)	2			
	■■■基礎演習	2			■■■基礎演習	2					■■■基礎演習	2			
	小計(19科目)	10	28	0	小計(19科目)	10	28			0	小計(19科目)	10		28	0
	○○○概論(応用)	2			○○○概論(応用)	2					○○○概論(応用)	2			
	■■■論	2			■■■論	2					■■■論	2			
	○○○法	2			○○○法	2					○○○法	2			
	◇◇◇法	2			◇◇◇法	2					◇◇◇法	2			
	▼▼▼総論	2			◇◇◇史	2				新設	★★★法	2			新設
	□□□学	2			▼▼▼総論	2					◇◇◇史	2			
\$\$\$論	2			□□□学	2			▼▼▼総論	2						
▽▽▽学	2			\$\$\$論	2			□□□学	2						
###学(応用)	2			▽▽▽学	2			\$\$\$論	2						
○○○研究	2			###学(応用)	2			☆☆☆学	2						
×××研究	2			○○○研究	2			○○○研究	2						
◆◆◆発展演習	2			×××研究	2			×××研究	2						
◆◆◆発展演習	2			◆◆◆発展演習	2			◆◆◆発展演習	2						
小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0				
総合演習	4			総合演習	4			総合演習	4						
卒業論文	4			卒業論文	4			卒業論文	4						
小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0				
合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○				
学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係						
卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法							
必修科目2.4単位、専門基礎科目の選択科目から2.2単位、専門応用科目の選択科目から1.8単位以上を修得し、1.2.4単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目2.4単位、専門基礎科目の選択科目から2.2単位、専門応用科目の選択科目から1.8単位以上を修得し、1.2.4単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目2.4単位、専門基礎科目の選択科目から2.2単位、専門応用科目の選択科目から1.8単位以上を修得し、1.2.4単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))							

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規程に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令の可能性があることに留意してください。）

② 事前相談を行っていない場合

事前相談を行っていない場合、届出後に届出設置要件の適否等について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：B C学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B C学科	A学部 B学科 C学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学部 E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。

※その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】

文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）
高等教育企画課大学設置室（内線：2048）
大学振興課大学入試室（内線：2495）

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1)

平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
〇〇大学 文学部 文学科 50 経済学部 経済学科 50 法学部 法学科 50		→	〇〇大学 人文学部 人文学科 50 経済学部 経済学科 50 法学部 法学科 50 工学部 工学科 50 情報学部 情報学科 50		名称変更 学部の設置(認可申請) 学部の設置(認可申請)
〇〇大学大学院 文学研究科 文学専攻(M) 10 経済学研究科 経済学専攻(M) 10		→	〇〇大学大学院 文学研究科 文学専攻(M) 10 経済学研究科 経済学専攻(M) 10		
〇〇短期大学 家政学科 75 看護学科(3年制) 80		→	〇〇短期大学 看護学科(3年制) 100	0 100	平成24年度より学生募集停止 定員変更

(例2)

平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
〇〇短期大学 福祉学科 100 保育学科 100 情報学科 100		→	〇〇大学 福祉学部 福祉学科 100 〇〇短期大学 保育学科 100 情報学科 100	100 0 100 100	大学新設 平成24年度より学生募集停止

(例3)

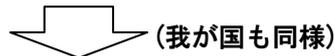
平成23年度	入学定員		平成24年度	入学定員	変更の事由
〇〇専門学校 リハビリテーション学科 100 鍼灸学科 100 柔道整復学科 50		→	〇〇大学 リハビリテーション学部 80 鍼灸学部 50 〇〇専門学校 柔道整復学科 30	80 50 0 0 30	大学新設 平成24年度より学生募集停止 平成24年度より学生募集停止 定員変更

※ 届出の場合についても添付してください。

大学教育の主要課題について

1. 歴史的・国際的に確立された考え方（大学制度の発祥 → 近現代）

- 大学は、歴史的・国際的に確立された共通の考え方により、
 - ・ 高度な教育と、それを支える研究を行い、
 - ・ 自主的・自律的に活動し、
 - ・ 大学固有の性格に基づいて学位を授与する、団体であり、こうした仕組みが、各国で制度的な保証を受けているもの。



2. 我が国の大学法制（(明治～)戦後 → 現代）

- 大学に、一定の社会的役割や公益を実現する目的が設定され、それに沿って制度的な体系（法制）が整備。この体系の中心が、大学固有である学位制度。

【教育基本法】

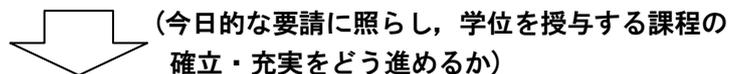
第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育法】

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第104条 大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする（短大卒業生には短期大学士の学位を授与）。



3. 現在の大学教育の主要課題（質の保証・向上のため）

- 学位課程に関し、2つの観点と、その効果的な実施が主要課題
（「21世紀答申」(H10)や「将来像答申」(H17)～）

(1) 大学教育を通じた共通基盤の確立

- ・ 入学・修学・卒業にわたる教育方針：「学士課程答申」(H20)
- ・ 大学院教育の実質化の推進：「大学院答申」(H17, H23)

(2) 各大学の個性・特色の発揮

- ・ 「将来像答申」で機能別分化への対応に言及
⇒ 各大学の使命の明確化

成果と課題を踏まえた更なる展開

【課題(7)】

支援策の具体化

【課題(4)】

あわせて、これらのためのガバナンス強化

【課題(9)】

また、

- ・ 震災後の我が国の人材育成のあり方、
- ・ 産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、

を踏まえて審議。

(大学分科会での審議)

大学分科会の審議状況について

1. これまでの審議経過

- 第6期の大学分科会は、2月以降の審議を通じて、8月24日に、機能別分化の進展への対応のための支援策を中心に、論点を取りまとめた。

(1) 機能別分化の進展に対応した取組への財政支援

- ・ テーマを細分化せず、全学的なイニシアティブによる新たな展開を推進。
(大学の使命の明確化／組織的・体系的な教育／教学のガバナンス)
- ・ 大学教育のグローバル化を充実。
- ・ こうした事業に関し、厳格な事業評価と、他大学での活用を重視。

(2) 大学の教育活動の可視化

- ・ 各大学の特色などの教育情報を、国内外の幅広い者に分かりやすく公表する仕組み（大学ポートレート（仮称））を早期整備。

(3) 大学を支援する団体の役割の充実

- ・ 機能別分化への対応や質保証を進めるため、大学を支援する団体の自主的・自律的な活動を充実。

2. 今後の主要事項

- 引き続き、主要課題の検討を進める。
 - (ア) 大学教育を通じた共通基盤の確立
 - 学士課程教育：H20年の答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づく改革の成果と課題を踏まえ、更なる展開を検討。（参考1）
 - 大学院教育：H23年の答申「グローバル化社会の大学教育」で基本的方向を示しており、答申に掲げた制度改正などを具体的に検討。（参考2）
 - (ウ) これらのための、学内ガバナンスの強化
 - (ア)の作業と並行して、国内外の状況を調査しながら検討を進める。
- これらの審議を通じて、中教審全体の教育振興基本計画の審議に対応する。

(参考1) 大学教育部会における検討課題について

1. 「学士課程答申」以後の各大学の取組を踏まえた論点整理

【中心テーマ（イメージ）】

- (1) 「学士力」 → 各大学の重点を置く機能や使命に照らしながら、修得すべき知識・能力を明確化すること、また、その取組状況の把握と、その充実。
- (2) 教育内容・方法 → 学生の学習量と、その密度。
- (3) 学内の実施体制 → 学長によるリーダーシップによる運営と、FD・SDを通じた教職員の職能開発と認識の共有を通じた運営。

【検討に当たっての留意事項】

- ① 初中教育との情報共有の必要性、また、産業界を含む社会との関わり。
- ② 機能別分化の進展への対応（各大学で重点を置く機能や分野等は多様）
- ③ 各大学の取組とともに、大学団体などによる取組の重視

2. 「学士課程答申」以後のグローバル化への急速な進展を踏まえた論点整理

- 「学士課程答申」も、大学制度の国際的な共通性を前提としていたが、大学分科会では、この答申後、大学教育のグローバル化を意識した提言を一層重視。
 - ① 質保証の枠組み（例：国内の質保証システムの議論に加え、アジアにおける連携の枠組み）
 - ② 情報発信（例：すべての大学を対象とする情報公表に加え、グローバルな情報発信）
 - ③ 教育連携（例：国内の大学連携に加え、ダブル・ディグリー等の海外との連携ガイドライン）
- こうした蓄積に基づく論点整理をさらに進めつつ、グローバル化の進展や、震災後の我が国の人材育成の在り方を踏まえた審議が必要。

(参考2) 大学院部会における検討課題について

1. 「グローバル化社会の大学院教育（答申）」を受けた更なる振興方策

- (1) 「第2次大学院教育振興施策要綱」の策定（平成23年8月5日文部科学大臣決定）
- (2) 博士課程の卓越した教育研究を推進する魅力ある環境を形成するための方策
- (3) 社会人の博士の学位の取得を促進するための魅力的な学位プログラムの在り方

2. 大学院に係る設置基準の在り方について

- (1) 博士課程（前期）の修了時に、修士論文の作成に代えて、体系的なコースワーク等を通じて修得される博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査を行う仕組み(Qualifying Examination)の制度的取扱い
- (2) 入学者受入方針に基づき、狭い専門領域を超えて、十分な基礎知識と多様な能力や意欲、将来性を見極める公正な入学者選抜の実施
- (3) ダブル・ディグリーの更なる推進と専門教育の充実の観点から、単位互換における単位の上限数の引き上げ

3. 専門職大学院の質保証の在り方について

- (1) 認証評価機関が存在しない場合に認められている特例措置のうち、自己点検・評価とその外部検証による代替措置の廃止（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成23年7月29日公布，平成25年4月1日施行））
- (2) 専任教員の他の学位課程の必置教員数への算入の特例措置に関して、特例措置終了後の教員組織の在り方や制度的取扱い
- (3) 認証評価基準や実施方法について、より質に重点を置いた評価を行う観点からの関係規定の改正等の検討
- (4) 専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討

大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ【概要】

1. 大学の教育情報に関する現状等

- この10年間の段階的な取組を通じ、各大学による情報の公表が着実に進展。大学団体による支援も活発化しつつある。
- そうした基盤の上で、学術の中心である大学の特性や多様性を十分に踏まえながら、教育情報を、自らの活動の把握・分析に活用し、また、教育活動を国内外に分かりやすく公表することが課題。

2. 教育情報の公表・活用の促進方策

(1) 各大学の自主的・自律的な取組

- ・ 各大学が、自らの使命・教育活動の状況を分かりやすく示す工夫を促進
- ・ 国際競争力の強化のため、海外への積極的な情報発信

(2) 大学団体等による支援

- ・ ガイドライン作成
- ・ 優れた大学改革の取組などの収集と発信

(3) 大学の負担の軽減

- ・ 学校基本調査等の基礎的な情報の共有・公表の仕組みを構築
- ・ 文部科学省の調査等について、項目の削減や調査頻度を見直し

(4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

→ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

【趣旨】

- 大学が、教育情報を、自らの活動状況を把握・分析することに活用。
- 大学の多様な教育活動の状況を、大学教育に関係・関心を持つ国内外の様々な者に分かりやすく発信。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、大学の業務負担軽減。

【運営】

- 大学と大学団体の参画により、大学コミュニティが自主的・自律的に運営する。
 - ・ 高等学校関係者や企業関係者等の意見も適切に反映されるようにする。

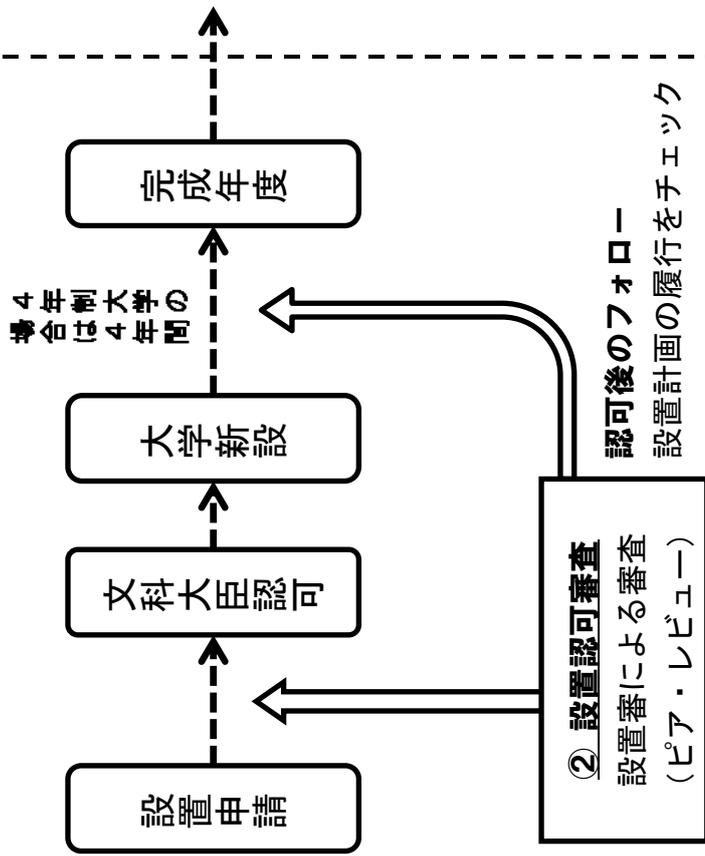
【内容】

- 我が国の大学の歴史的経緯や多様性を踏まえ、情報の内容や表示方法を工夫する。
 - ・ 公表が義務化された教育情報、学校基本調査の基礎的な情報のほか、小規模大学や地方大学を含む各大学の特色・強みを表す。
 - ・ 画一的なランキングを助長しないようにしながら、分野などに着目し一定の範囲で比較可能なものにする。
 - ・ グローバルな教育活動を重視する大学の海外発信に活用できるようにする。

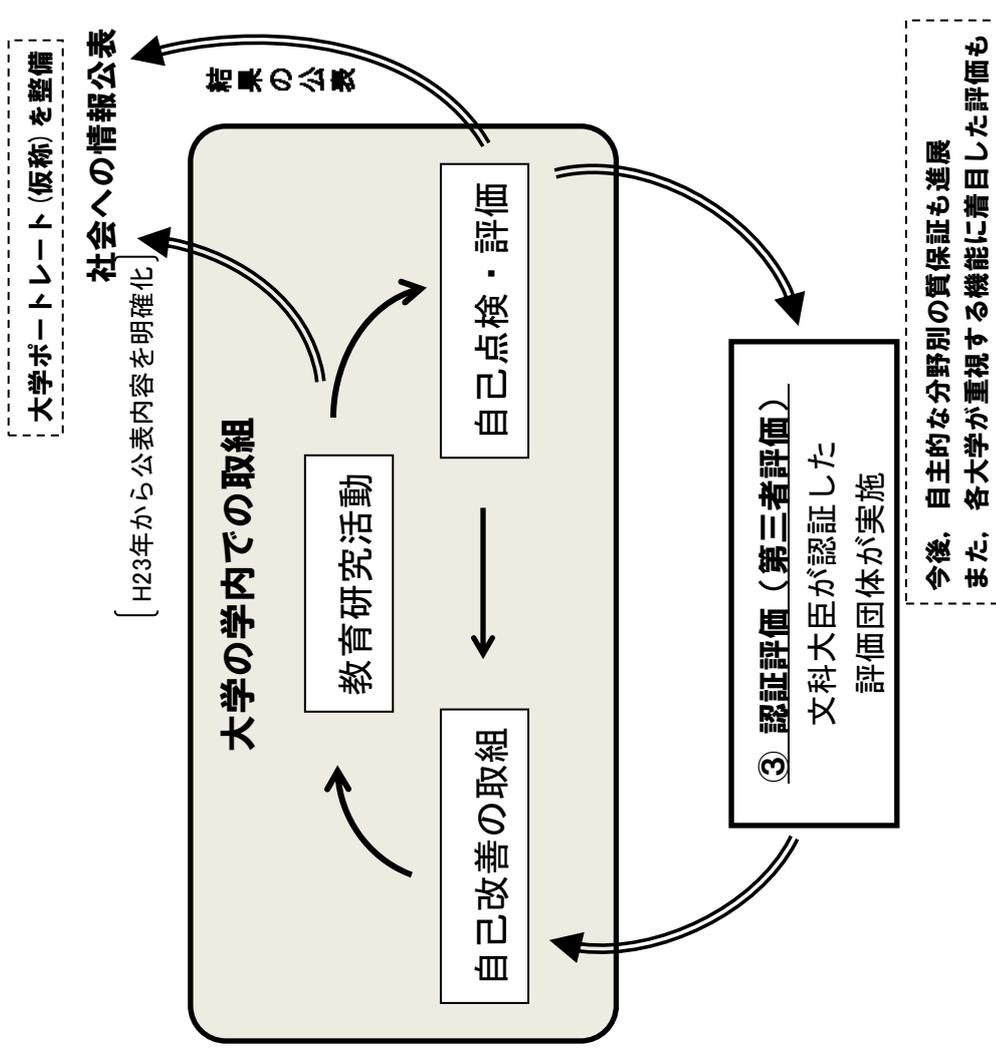
認証評価の改善について

(1) 我が国の大学の質保証のイメージ図

【1. 大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【2. 恒常的な質保証】



① 大学設置基準

教育課程，教員数・教員資格，校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）

(2) 認証評価の課題と改善

- 認証評価の趣旨** (ア) 大学設置基準等の法令適合性の確認
(イ) 自主的・自律的な質保証の支援
(ウ) 画一的評価ではなく、特色ある教育研究の支援

第5期・大学分科会の検討（H23年1月）

○ 評価の第一サイクル（H16～22）の成果と課題を踏まえ、評価機関が連携して、課題に取り組み、
ことを提起。

- ①内容・方法の充実
 - ・教育の質保証
 - ・学生の卒業後の状況を踏まえた評価
- ②効率性
 - ・業務の効率化
 - ・大学の共通データの活用
 - ・専門職大学院評価と機関評価の連携
- ③機能別分化への対応
 - ・機能に特化した評価の導入
- ④その他
 - ・国際的活動，情報提供・発信
 - ・評価者の研修，情報提供・発信

（参考）諸外国の状況

- 各国の課題を背景として改善が進展。
例 米国：学習成果を重視
英国：高等教育白書と連動した見直し
韓国：情報公開と組み合わせた評価に見直し

現在の状況と課題

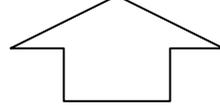
- 【改善の考え方】**
- 社会的説明責任の強化
 - 効率的な評価
 - 機能別分化の進展への対応

【これまでの検討状況】

- 評価において、内部質保証や学習成果の重視へ改善
- 認証評価機関は、「連絡協議会」を設置し、検討を開始。
 - 資料の共有化
 - 評価活動の可視化
 - 国際的な連携
- 認証評価の結果を国立大学法人評価への活用
(認証評価機関の研究会で検討を進めている)

【さらに進展が求められる課題】

- 第5期で提起した内容について、検討を加速させることが必要
- あわせて求められる課題
 - 大学評価に関する社会への説明の充実
 - 大学ポートレート（仮称）の整備との連携
 - 大学が重点を置く機能に着目した評価
(例：グローバル化への対応)



(参考) 「第5期の大学分科会の審議まとめ」での認証評価に関する提言(抜粋)

(平成23年1月19日)

認証評価の改善について

認証評価は、大学の質保証の仕組みとして定着したものの、認証評価やそれに先だって実施されている自己点検・評価の結果に基づき、その教育研究活動の更なる改善を進めている大学はまだまだ多くないと指摘もある。そのほかの論点も含めて、認証評価が、各大学の教育の質の保証と向上に一層貢献するよう、その制度・運用に関し、検討を進めることが求められる。

その際、認証評価制度は、複数の機関が、それぞれの特質を生かして評価することを前提としており、各機関の考え方の多様性を前提としながら、法令に基づいて実施される評価としての共通性をどう確保するか検討することも求められる。

こうしたことも踏まえ、平成23年1月には、認証評価機関の発意により「認証評価機関連絡協議会」が発足しており、こうした機会を通じて、各機関が連携し、協議を進めながら、その改善が具体的に進むことが期待される。

(検討すべき課題例)

(ア) 評価の内容・方法の充実

- ・教育の質保証の取組を重視した評価。
- ・学生の卒業後の社会的・職業的自立の観点からの評価。

(イ) 認証評価の一層の効率的な実施

- ・自己点検・評価に関する内容整理と、評価業務の一定程度の共通化。
- ・大学データを各認証評価機関が効果的に活用できる体制の整備。
- ・専門職大学院の評価の実施に当たり、機関別評価との連携への配慮。

(ウ) 各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点

- ・各大学がどのような機能に重点を置いてもそれを適切に評価。
- ・大学の機能が多様であることを踏まえ、認証評価機関によっては、機関別の認証評価と別に、個別の機能に特化した評価活動に取り組む。

(エ) 国際的な対応

- ・諸外国の質保証や評価制度に関する動向の分析と、その成果の共有。
- ・認証評価機関の国際的な連携の推進。

(オ) その他の課題

- ・評価者の研修機会の充実。
- ・認証評価後の大学への継続的な情報提供等の支援。
- ・優れた評価結果を得た大学や、優れた取組の積極的な発信。

東アジアにおける質保証を伴う大学間交流の進展について

1. 日中韓による「CAMPUS Asia構想」の進展

- 平成22年4月以降、3カ国の政府の協力により、有識者会議を立ち上げて、質の保証を伴う大学間交流の枠組みづくりを議論している。



- 平成23年5月には、日中韓によるガイドラインを公表した。(→参考1)
(政府、大学、質保証機関それぞれに求められる役割を明確化)
 - ・ 政府： 質保証の枠組みの整備、大学・質保証機関への支援
 - ・ 大学： 内部質保証の仕組み整備、交流プログラムの実施
 - ・ 質保証機関： 国を超えた情報共有、共同の評価指標



- これに基づき、3カ国共同で事業実施している（我が国は「大学の世界展開力強化事業」を通じて公募）。
- 次回の有識者会議は、11月に開催し、引き続き、3カ国の連携を強化する。

2. 東アジア高等教育国際質保証シンポジウムの開催

- 上記の取組の進展について、国内と東アジア各国の関係者と情報共有するため、9月29・30日に、シンポジウムを開催した。(→参考2)
参加国：ASEAN加盟各国、中国、韓国、インド、オーストラリア、
ニュージーランド、バングラデシュ、
- シンポジウムでは、「大学間交流の推進」「グローバル人材の育成のための産学連携」「質保証の仕組みづくり」など、具体的な議論を行った。
- シンポジウムの成果を踏まえ、最終日には、議長声明を公表した。
 - ・ 東アジアにおける交流拡大（単位互換や成績評価、各国の情報の可視化）
 - ・ 将来の東アジア共通の交流の枠組みづくりに向けた対話の重視

日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン (仮訳)

日本国、中華人民共和国、大韓民国の「日中韓協力ビジョン2020」に沿って、三カ国は、単位互換や共同学位及びその他のプログラムを通じた大学間交流の促進を目指している。一方、これらの三カ国は教育に関する質を保証する機関間の協力を促進することを通じ、交流プログラムの質を保証することを意図している。このことを踏まえ、本ガイドラインは、「日中韓大学間交流・連携推進会議」（以後「会議」と省略）における議論に基づき策定されたものである。

I. はじめに

1. 目的

本ガイドラインは、日本、中国、韓国の大学間における質の保証を伴った交流・連携を促し、大学の国際競争力を共に向上させることを目的としている。本ガイドラインの目的は、大学間交流及び質保証の効果的な実施メカニズムを構築し、学生その他の関係者を保護するとともに、関連するステークホルダーが責任を実行し、連携を推進することを促すことにより、包括的な教育協力や、これら三カ国の人々の間に相互信頼志向の近隣パートナーシップに貢献することを目指すものである。

2. 用語

本ガイドラインにおいて言及される大学間交流・連携は、三カ国の合意により「キャンパス・アジア構想」を通じて実施されることが考えられる。枠組みや詳細なプログラムについては、他の文書において説明されることとなる。加えて、これらの活動は自ら自律的に実施されるべきものであることから、本提案のガイドラインは、何ら特定の教育及び交流活動を強いるものではない。

3. 原則

各国の特徴や法制度を考慮して、大学間交流・連携や質保証の活動は、開放性、普遍性、漸進性、柔軟性及び実証性の原則に沿ったものでなければならない。大同を求め、制度や習慣、文化等々の小異に拘らない原則にのっとり、共同で共通の枠組みを模索する際には、相互利益を十分に尊重することが踏まえられなければならない。

4. 対象

本ガイドラインは、その実施において、政府、大学、質保証機関及び産業界を含むその

他のステークホルダーに適用される。全ての関係主体が、大学間交流プログラムの実施及び授与される単位及び学位の質を保証するため共に努力することが期待される。

II. 高等教育ステークホルダーに対するガイドライン

1. 政府に対するガイドライン

1) 包括性、一貫性及び透明性を備えた質保証枠組みの構築

政府は、自国の法令等に基づき、学校の種類、学位の種類、授与される学位、中等教育及び職業教育及びその他の非公式教育を含む他の教育制度との接続、いかなる高等教育制度を構成しているのかにつき、明確にすることが不可欠である。加えて、政府は、大学に入学するための国としての必須要件や、学位を取得するための要件、高等教育（資格枠組）における質保証の基準を公表するとともに、高等教育におけるインフォメーションパッケージを準備することが求められる。

2) 関係大学に対する交流プログラム参加の促進

政府は、認められた権限と方針に基づき、各種の資源や手段を通じて、大学が質の保証を伴って交流プログラムを実施することを促し、支持することが求められる。政府はまた、財政面及びその他の手段を通じて、特に立ち上げの段階において、パイロットプログラムを支援するイニシアチブをとるべきである。

3) 質保証機関の活動実施に対する支援

政府は、財政面及びその他の手段を通じて、質保証機関が、日中韓質保証機関協議会（以降「協議会」と略す）において独自に実施する、質の向上のため積極的な効果の発揮や、関連する活動への支援を促すべきである。

2. 関係大学に対するガイドライン

1) 内部質保証システムの構築

関係大学は、交流プログラムの質を保証する効果的な内部質保証システムを構築することが求められる。この点、内部質保証の定義は、教育制度や学内の慣行によって様々であるが、その実施に当たり、以下の点については、三カ国の全ての関係大学において適用される。a) 学校教育や教授に関する基本的な情報や、交流プログラムの詳細な情報の公表、b) 体系的なカリキュラムを構成するとともに、作成されるシラバスや成績評価の水準や一貫性の維持に然るべき考慮を払うこと、c) 包括的な教授システムや十分な管理の下、単位授与、成績評価、単位互換の手続きが国の定める法令等に適合していることを確認すること。

2) 交流プログラムの効果的实施

交流プログラムに参加する大学は、実施上の規則や緊急時の事前対応について明文化し

ておく必要がある。また、これらの大学は、交流プログラムの重要な事項や詳細について協定を定め、一般に公表し、定期的にフォローアップを行うことが求められる。大学はまた、質の保証に留意しつつ、単位互換システムの構築を模索することが、将来的な日中韓及び東南アジアまでも含む単位の互換や積立にかかるシステムの構築の下地となる点で、重要である。大学はまた、大学と学生の間で、単位互換や学位記の扱い等を含む学習成果が認定されるか否かについて確認し、それによって自国に戻った後に更なる学修を修められるような、「ラーニングアグリメント」を通じた連携大学との協力に対し、教育上の支援を提供することが重要である。

3) 良質の学生支援

全ての関係大学は、学生志向の原則に違ふことなく、学生の利益と関心を保証することが必要である。プログラムへの志願者を含む学生に対して、自らのアカデミックキャリアにかかる意志決定のための十分かつ正確な情報源を提供することが重要である。交流プログラムの実施手順や要件は、明確で、透明性があり、理解しやすいものであるべきであり、大学は、留学生が情報サービスや申請サービス、及びその他の相談対応などの各種のサービスを活用でき、自らのアカデミックキャリアを準備できるような「ワンストップサービス」を出来る限り提供することが望まれる。プログラムの実施に当たっては、交流学生に対して、必要な言語訓練や継続的なサポート、「文化交流」のガイダンスや機会を提供することが望まれる。また、より良い支援を提供するため、カウンセラーやTA、ボランティア及びその他学内で利用可能なあらゆる人員を通じ、留学生とのコミュニケーションを確保することが望まれる。

3. 質保証機関に対するガイドライン

1) プロセスの明確化と可視化の確保

三カ国は類似の大学評価の制度を有しながらも、それぞれの国において、質保証機関の役割は異なることを理解することが重要である。この点、質保証機関は、協議会における情報プラットフォームを通じた三カ国の情報交換・共有のための努力を払いつつ、各国それぞれの質保証メカニズムの多様性に留意することが必要である。

2) 共同の評価指標や評価活動の検討

交流プログラムの質保証を広げる一方で、三カ国の質保証機関は、指標システムや評価基準などの共通の実践や特徴に対して注意を払うべきである。これらの質保証機関は、三カ国の大学間交流プログラムにおける共通の指標枠組を検討し、大学評価を共同で実施すべきである。

3) 評価員のキャパシティ・ビルディング

評価活動を担う評価員のキャパシティ・ビルディングは、大学評価の向上に重要な役割

を果たしている。国際交流プログラムの観点からは、関係スタッフが、交流プログラムの国境を越えるという特性において十分な知識と経験を有していることが必要である。協会においては、評価員の交流やキャパシティ・ビルディングを通じて、その成果がキャパシティ・ビルディングのため大学間交流・連携において共有されることが望まれる。

4. その他のステークホルダーに対するガイドライン

本ガイドラインは、交流プログラムを通じて、東アジア地域の経済発展の潜在的な担い手として、日中韓及び東アジア全体の経済発展と繁栄の観点から広範囲な影響を及ぼし得る、コミュニケーションや就業力を備えた国際的な人材を育成することを目的としている。

したがって、産業界を含むその他のステークホルダーは、共同コースの開発や、インターンシップの提供、共同研究の実施など、三カ国における大学間交流プログラムに対して必要な支援を提供することが望まれる。

III. 附則

1. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、2010年12月10日に北京で開催された第二回日中韓大学間交流・連携推進会議における議論に基づき合意されたものである。本テキストは、四カ国語すなわち日本語、中国語、韓国語及び英語で表記される。本テキストにおける解釈上の相違については、英語版による解釈に準拠するものとする。本ガイドラインにおける記述は、会議の合意により変更することができる。全ての関係主体は、交流・連携の実施に当たって、本ガイドラインを参照する権利を有する。高等教育システムはそれぞれの特徴を有しており、本提案のガイドラインは、各国の法令等にいかなる変更を強いることを意図するものではないことに留意が必要である。

2. ガイドラインの普及

政府は、本ガイドライン及び「キャンパス・アジア」構想について、何ら拘束的なものではないが、国内・国外双方の観点から社会にとって重要なものとして普及するため、努力することが重要である。かかるプロセスを通じて、政府はまた、パイロットプログラムを含む、大学及び質保証機関において実施されたグッドプラクティスを公表することが期待される。



平成23年9月30日

東アジア高等教育質保証国際シンポジウムの開催結果について

これまで、東アジア地域における質保証を伴った大学間交流の枠組み作りについて議論を深めてきたところ、各地域における取組みの成果を共有するとともに、広くアジア地域各国との高等教育連携に関する議論を深めるために、9月29日、30日に「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム」を開催しました。

日本国内関係者のみならず、ASEAN加盟各国、インド、ニュージーランド、オーストラリア、バングラデシュ等の各国政府、質保証機関、大学、産業界等から380名以上が出席の上、活発な議論が行われ、最終的に議長声明が取りまとめられました。

1. 会議の経緯

- 第2回日中韓サミット（平成21年10月）における鳩山元総理の提案に基づき、日中韓3国で質の高い大学間交流を議論するための有識者会議の設置や、東アジアにおける質保証を考える国際シンポジウムの開催等を提案、合意。
- 平成21年10月のASEAN+3首脳会議及び東アジアサミットにおいて、国際シンポジウムを開催するとの日本の提案を歓迎。
- 日中韓3国において具体化が進んでいる「CAMPUS* Asia」構想の成果や、ASEANを中心とする様々な大学間交流の実践について、広く東アジア地域で共有し、今後の望ましい在り方を議論するため「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム（平成23年9月29日、30日）を東京にて開催。

*) Collective Action for Mobility Program of University Students

2. 会議の概要

本シンポジウムは平成23年9月29・30日の2日間、東京・三田共用会議所にて開催された。会議初日冒頭で、文部科学省より森ゆうこ副大臣の挨拶及び国内外2名の基調講演に続いて、3つの分科会において活発な意見交換を行った。2日目には、各分科会からの報告、総括討議を行った後、議長声明（Chair's Summary）を取りまとめた。

(1) 副大臣挨拶（概要）

- 我が国をはじめとする東アジア各国において、あらゆる社会システムと同様に、大学もグローバル化が求められており、多くの大学において、国際社会の中で、優れた教員・学生が集う国際的な大学づくりや、一層の交流の拡大が課題となっている。東アジア地域における経済活動の一体化が進展する中で、それぞれの大学が自らの社会的役割を明確に定め、それを可視化することが求められている。
- 本シンポジウムでは、大学間交流の鍵となる単位相互認定や、成績評価を伴うプログラムをどのように進めていくかについて議論していただきたい。その際、各国の大学や学位、単位といった制度についてはそれぞれの成り立ち、及びそれを取り巻く歴史、文化の多様性を尊重しつつ、情報の共有を図っていくことが重要。東アジアに暮らす者にとって、真にふさわしい高等教育連携のあり方とは何かという観点から、新しい視点で提言いただくことを期待する。

- また、グローバル人材の育成に向けた、大学と産業界が連携した魅力ある教育プログラムのあり方について、各国の多様な状況も踏まえ議論をお願いしたい。
- 本シンポジウムが、今後の東アジアにおける質の保証を伴った大学間交流の飛躍的拡大、東アジア各国の良好な関係の発展につながることを祈念する。

(2) 各分科会での議論（概要）

- 分科会 A「単位互換、成績評価を伴う大学間交流プログラムの在り方」においては、日中韓3国が策定したガイドラインを踏まえたキャンパス・アジア構想の進捗や、ACTS (ASEAN Credit Transfer System) を含む ASEAN 大学連合による取組み、また東アジア域内を見据えた将来の交流枠組みの必要性、さらには質保証を伴った大学間交流を進める際のシラバスや単位認定手続等の可視化の必要性等について、意見交換がなされた。
- 分科会 B「グローバル人材の育成に向けた大学と産業界の連携教育プログラム」においては、グローバル人材育成のための戦略と産業界等から求められるグローバル人材の具体像とそのための高等教育機関への期待、先進的な連携教育プログラムを実施する大学・機関の取組状況等について、意見交換がなされた。
- 分科会 C「東アジアにおける質保証枠組みの在り方」においては、各国における質保証システムの現状等の情報共有、質保証に関わる専門家の交流促進の必要性等について、意見交換がなされた。

(3) 議長声明概要（別添1）

- 東アジア各国が持続的な発展と成長を遂げるためには、多様な学問の継承・発展、新たな知識・技術の創造と地域・社会への還元、時代の要請に応える知性豊かな人材養成等を行う教育研究拠点として、大学の果たす役割は極めて大きい。
- 東アジア地域全体を視野に入れた有為な人材育成のために、大学間の単位相互認定や、適切な成績評価等の教育の質保証を伴った大学間交流や国際協同人材育成プログラムを、東アジア地域全体で増やしていくことが重要である。また当該プログラムのモニタリング及び評価に際して、関係国・機関とも連携の上適切に実施する。
- プログラムの推進に際しては、各国の制度、文化の多様性を尊重しつつ、教育情報の可視化を進め、共通認識の醸成を図ることが重要である。
- プログラムによって得られた経験は、将来の東アジア地域共通の質保証を伴った大学間交流の枠組み作りに結びつけるよう、国・政府、専門家が、それぞれのレベルで、引き続き検討・対話を継続する。

本シンポジウム配布資料等は、10月7日（金）に文部科学省ホームページ（「教育」のうちの「国際的な教育の動向」）に掲載する予定です。

<p>【担当】文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室 室長 坂下 鈴鹿（内線2619） 専門官 大嶋 名生（内線3363） 電話：03-6734-3363（直通） FAX：03-6734-3385</p>

東アジア高等教育質保証国際シンポジウム 議長声明

1. 東アジア高等教育質保証国際シンポジウムが、日本国文部科学省の主催、及び中国教育部(MOE)、韓国教育科学技術部(MEST)、日本国大学評価・学位授与機構(NIAD-UE)、中国教育部高等教育評価センター(HEEC)、中国教育部学位・大学院生教育発展センター(CDGDC)、韓国大学教育協議会(KCUE)の協力の下、平成23年9月29日及び30日に東京の三田共用会議所で開催された。

2. 本シンポジウムには、日本国内外より政府、質保証機関、大学、産業界関係者等が出席し、平野眞一・日本国大学評価・学位授与機構長の議長進行の下、議事が進められた。

3. 冒頭、日本国文部科学省より、森ゆうこ副大臣が開会を宣言し、全ての参加者を歓迎するとともに、議論への期待を表明した。その後タイの Dr. M. R. Kalaya TINGSABADH 東アジア学術交流会議顧問・チュラロンコーン大学副学長と、安西祐一郎・文部科学省参与・中央教育審議会大学分科会長及び日中韓大学間交流・連携推進会議共同議長より基調講演が行われた。

4. 引き続き、「単位互換、成績評価を伴う大学間交流プログラムの在り方」、「グローバル人材育成に向けた大学と産業界が連携した魅力ある教育プログラムの在り方」、「東アジアにおける質保証の枠組みの在り方」の3つの分科会において精力的な議論が行われた。

分科会 A「単位互換、成績評価を伴う大学間交流プログラムの在り方」においては、リージョナルな大学間交流の重要性とそれを支える単位相互認定の枠組み策定の現状と課題、東アジア域内を見据えた将来の交流枠組みの必要性、質保証を伴った大学間交流を進める際のシラバスや単位認定手続等の可視化の必要性、等の意見があった。

分科会 B「グローバル人材の育成に向けた大学と産業界が連携した魅力ある教育プログラムの在り方」においては、多様なタイプの産業界連携によるアカデミック・プログラムの促進とそれらのプログラムの適切な評価の必要性、グローバル人材育成のための戦略と産業界等から求められるグローバル人材の具体像とそのため的高等教育機関への期待、等の意見があった。

また分科会 C「東アジアにおける質保証の枠組みの在り方」においては、各国における質保証システムの現状等の情報共有と、各国の歴史及び文化を尊重した質保証機関の連携の必要性、質保証に関わる専門家の交流促進の必要性、等の意見があった。

5. 30日には、各分科会におけるサマリーレポート後、本シンポジウムの総括討議を行い、以下の点に合意をした。

- 今日の知識基盤社会において、東アジア各国が持続的な発展と成長を遂げるためには、多様な学問の継承・発展、新たな知識・技術の創造と地域・社会への還元、時代の要請に応える知性豊かな人材養成等を行う教育研究拠点として、大学の役割は極めて大きい。
- 東アジア地域の経済活動の一体化の進展、グローバル化に伴う国際的な経済競争の激化の中で、東アジア地域の食糧・エネルギー問題等グローバルな課題の解決や、産業界を含む地域社会のニーズへの対応が必要である。東アジア地域全体を視野に入れた有為な人材育成のために、大学間の単位相互認定や、適切な成績評価等の教育の質保証を伴った大学間交流や国際協同人材育成プログラムを、東アジア地域全体で増やしていくことが重要である。
- これらプログラムのモニタリング及び評価に際しては、当該国のみならず、関係国・機関とも連携する等、適切に実施することも望まれる。
- 本シンポジウムを開催した日本は、本年3月の東日本大震災から、世界に開かれた社会経済の復興を実現するため、復興を牽引する人材育成基盤の整備を推進するとともに、東アジア地域の国々との協力の下で、海外大学等との協同で人材育成プログラムの具体化、実施に貢献する。
- 大学間交流を活性化し、個別の交流プログラムを進める上では、東アジア各国の大学や学位、単位等に関する制度について、それぞれの成り立ち及びそれを取り巻く各国の歴史、文化の多様性を尊重しつつ、情報の可視化を進め、共通認識の醸成を図ることが重要である。
- 同時に、交流プログラムのグッドプラクティスの積み重ねが重要である。ACTS (ASEAN Credit Transfer System) を含む ASEAN 大学連合 (AUN) における取組み、UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific: アジア太平洋大学交流機構) における UCTS (UMAP Credit Transfer Scheme) の活用、日中韓3国が策定したガイドラインを踏まえたキャンパス・アジア構想の実施等、質保証を伴う交流枠組み形成に対して、関係者のこれまでの努力にも敬意を表し、それらの成果と課題を共有することが必要である。
- 優れた交流プログラムの実施によって得られた経験は、将来の東アジア地域共通の質保証を伴った大学間交流の枠組み作りに結びつけるよう、国・政府、専門家が、それぞれのレベルで、引き続き検討・対話を継続する。

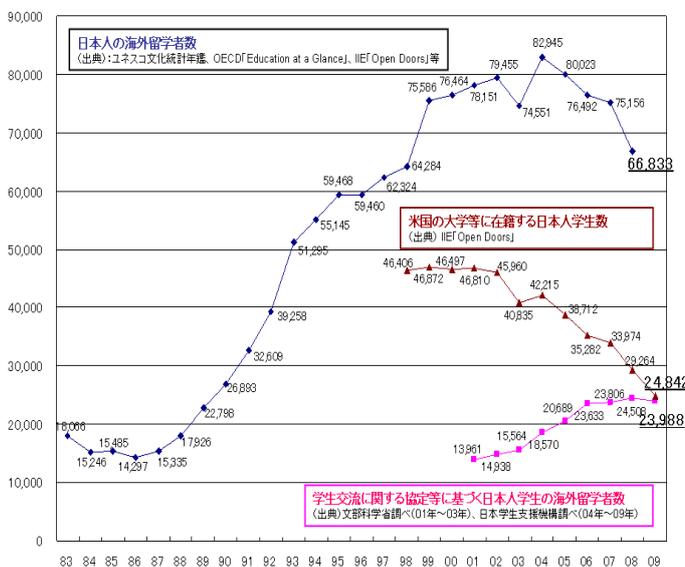
グローバル人材育成推進会議中間まとめの概要

1. 基本的な問題意識

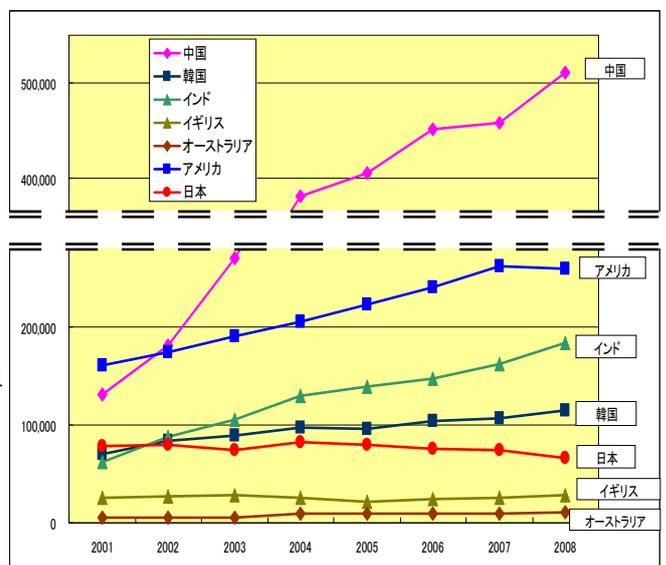
(1) 海外留学の動向と「内向き志向」

- 2004年(平成16年)以降、海外へ留学する日本人学生の数は減少。同世代に占める留学者の比率も、2004年(平成16年)以降は減少傾向。日本人学生の海外留学者数の男女比はおよそ1対2。
- 一方、中国・インドや韓国等は、海外留学者数を増加。

(日本人の海外留学者数)

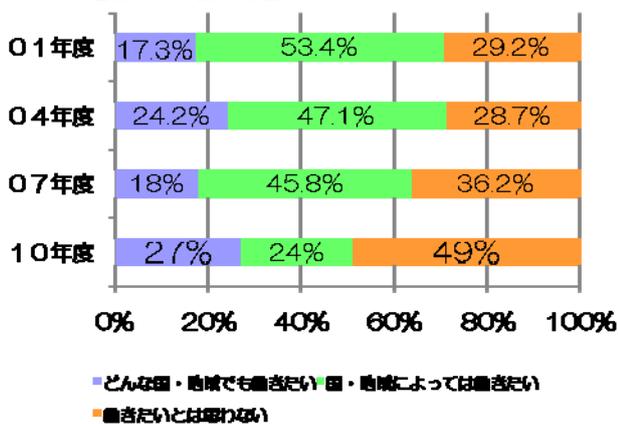


(国(地域)別 学生の海外派遣者数の推移)



- 若い世代の「内向き志向」意識の背景となる社会システム上の構造的な要因の克服が重要。
- 従来は、高校教育の困難化・大学教育の空洞化と採用の早期化・長期化が同時進行するという悪循環。
- 今後は、高校関係者・大学関係者・企業関係者・保護者等が一斉に具体的な行動を起こすことで、若い世代を後押しする好循環を生み出すことが不可欠。

(新入社員の海外勤務希望)



(高等教育への公財政支出の対GDP比)

	日本	アメリカ
公費負担	0.5%	1.0%
私費負担	1.0%	1.9%
うち家計	0.76%	0.85%
民間	0.24%	1.05%
合計	1.5%	2.9%

(2) 我が国の経済的な発展と国際社会との関わり

- 現状のままでは、我が国はBRICsやVISTAといった新興国の台頭等、変化の激しいグローバル化時代の世界経済の中で「日本のガラパゴス化」が懸念され、緩やかに後退するのではないか、との危機感。
- 「産業・経済上の活力の持続」と「社会生活面での幸福・充足感や(精神的)豊かさ」とが両立した、経済・社会の調和のとれた発展を目指すべき。→ 世界からの信頼と尊敬を得て存在感のある国へ
- 今こそ、社会全体のシステムを、個々人の人生設計を柔軟かつ多様に支援する複線型の社会システムへと変革。その第一歩であり眼目が、国家戦略の一環としての「グローバル人材」の育成。

2. グローバル人材の育成及び活用

(1)「グローバル人材」とは

- 「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素。
 - 要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
 - 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
 - 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ
- このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークと(異質な者の集団をまとめる)リーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等。
- グローバル人材の能力水準の目安を(初歩から上級まで)段階別に示すと、
 - ① 海外旅行会話レベル ② 日常生活会話レベル ③ 業務上の文書・会話レベル
 - ④ 二者間折衝・交渉レベル ⑤ 多数者間折衝・交渉レベルこの中で、①②③レベルのグローバル人材の裾野の拡大については着実に進捗。今後は更に、④⑤レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要。
- 特に大学入試と企業採用について、従来の発想及び制度から大きく脱却することが喫緊の課題。

(2) グローバル人材の育成及び活用に向けた諸課題

- 我が国の18歳人口は、今後約10年間は110～120万人程度の規模で横ばい。
- この期間のうちに、若い世代では、同一年齢の者のうち約10%(即ち約11万人程度)が20歳代前半までに1年間以上の留学ないし在外経験を有することを目指す。
- 今後、
 - ・高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題
 - ・大学入試の改善等の大学教育の諸課題
 - ・採用活動の改善等の経済社会の諸課題等について、ひとり政府・行政関係者のみならず、高校関係者・大学関係者・企業関係者・保護者等多くの関係者が、同時並行的に連動して具体的方策に取り組むことが不可欠。

復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」について

1. 提言のポイント

「悲惨」な状況にある被災者と心をつにし、全国民的な連帯のもとで、被災地に「希望」のあかりをとすとのコンセプトで、

①人と人、地域と地域、企業と企業等を「つなぐ」

②大自然災害を封ずるのではなく、災害時の被害を最小化する「減災」をキーワードに、以下の4つの章立てで、具体策を提示。

○ 新しい地域のかたち

- ・ 地形の特性に応じた土地利用
- ・ 地域住民の主体的な参画

○ くらしとしごとの再生

- ・ 地域包括ケアと学校の機能拡大
- ・ 産業振興による雇用復興
- ・ 研究開発による技術革新を通じた新産業・雇用の創出
- ・ 農林業・水産業の復旧・復興、観光振興

○ 原子力災害からの復興に向けて

- ・ 被災者支援、放射線量の測定と公開、土壌汚染対応、住民の健康管理
- ・ 再生可能エネルギー関連産業の振興による雇用創出、環境修復や医療拠点の形成

○ 開かれた復興

- ・ 高齢化や環境問題に対応した世界の先駆けとなる復興モデルの構築
- ・ 国際社会との絆の強化
- ・ 「新しい公共」の活用
- ・ 災害に強い国づくり

2. 教育に関連する提言の抜粋

第2章 くらしとしごとの再生

(2) 地域における支えあい学びあう仕組み

- ・ 保健・医療施設、教育施設等の一体的整備や共同利用
- ・ 学校・公民館等における防災機能や地域コミュニティ拠点機能の強化
- ・ 広く住民の参画を得て、地域の特色を生かした防災教育の推進
- ・ 被災地のニーズや実情を踏まえ、奨学金や就学支援等の支援
- ・ 大学・高専等における地元産業の復興やグローバル化対応のための人材育成

(5) 地域経済活動の再生

企業・イノベーション

- ・ 教育研究基盤の早期回復、一層の強化
- ・ 産学官の連携により、スピード感ある技術革新を可能にするための中長期的、継続的、弾力的な支援スキームを構築
- ・ 被災地の大学を中心とする地域復興センター的機能の整備
- ・ 研究開発の促進による技術革新を通じた新産業及び雇用の創出

(具体例)

- ・ 三陸沿岸域の大学、研究機関等のネットワーク形成による海洋生態系の解明
- ・ 電子部品、材料等の分野を活かした世界レベルの新規事業の創出
- ・ 大学病院を核とする医療人材育成システムの構築
- ・ 医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を活用した次世代医療体系の構築
- ・ 地元企業と連携した創薬・橋渡し研究等の実施による新たな医療産業の創出

(6) 地域経済活動を支える基盤の強化

- ・ 教育等における情報の一層のデジタル化、クラウドサービス導入の推進

(7) 地方分権的な規制・権限の特例など特区の活用

(8) 基幹税を中心とする臨時増税措置の検討、民間資金の活用

第3章 原子力災害からの復興に向けて

(5) 土壌汚染等への対応

- ・ 関係研究機関の叡智を結集し、現場レベルでの実証を行いつつ、除染の手法を早期に確立して着実に実施

(6) 健康管理

- ・ 放射線の影響に関する長期的な健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備

(7) 復興に向けて

- ・ 福島県への再生可能エネルギーに関する研究拠点の設置
- ・ 大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の叡智を結集する開かれた拠点を形成し、環境修復の実践に関する先端的な取組を推進
- ・ 福島県に医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点を形成
- ・ 産学連携による最先端の医薬品・医療機器の研究開発、先端的な医療機関の整備

第4章 開かれた復興

(2) 経済社会の再生

- ・ 再生可能エネルギーや省エネルギー技術の革新的技術開発

(3) 世界に開かれた復興

- ・ 情報発信や情報開示による風評被害の払拭、日本ブランドの信頼性の回復
- ・ 外国人留学生に対する適切な災害情報の提供などの支援強化
- ・ わが国の活力となるべき外国人研究者等の受け入れの促進

(5) 災害に強い国づくり

- ・ 地震・津波災害に関する防災対策等総合的な学術調査
- ・ 地震・津波の観測体制の強化、津波予報のあり方等の検討
- ・ 地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓についての大学等との十分な連携

平成24年度文部科学省概算要求・要望のポイント

文部科学省要求・要望額

区 分	平成 23 年 度 予 算 額	平成 24 年 度 要 求 ・ 要 望 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
文 部 科 学 省 予 算	5兆5,428億円	5兆7,037億円 (6兆2,720億円)	1,609億円 (7,292億円)	2.9% (13.2%)

※上段は「日本再生重点化措置」4,860億円を含む

※下段括弧書きは、さらに「復旧・復興対策に係る経費」5,684億円を含む

概算要求・要望に関する基本方針

- 我が国経済社会を再生し、国民一人ひとりが希望をもって前に進める社会を実現するため、教育による多様な人材の育成、スポーツ・文化芸術の振興、科学技術の推進に資する施策を、未来への先行投資として「日本再生重点化措置」において要望
- また、学校施設の復旧・耐震化や原子力災害からの復興支援など、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現するために必要な復旧・復興対策に係る経費を要求

〈文教関係予算のポイント〉

区 分	平成 23 年 度 予 算 額	平成 24 年 度 要 求 ・ 要 望 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
文 教 関 係 予 算	4兆1,641億円	4兆2,776億円 (4兆5,998億円)	1,135億円 (4,357億円)	2.7% (10.5%)

※上段は「日本再生重点化措置」3,086億円を含む

※下段括弧書きは、さらに「復旧・復興対策に係る経費」3,222億円を含む

- 国家的な危機である東日本大震災からの復興を実現し、我が国経済社会を再生するためには、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において将来の日本、世界を支える人材を育成することが必要
- そのため、以下の施策に重点化
 - ・ 小学校2年生における35人以下学級の実現
 - ・ 教育費負担の軽減（高校・大学の新しい奨学金制度の創設、授業料減免等の充実等）
 - ・ 世界最高水準の高等教育を支える基盤的経費の拡充
 - ・ 世界に雄飛する人材の育成
 - ・ 安全で質の高い学校施設の整備

学生が安心して学べる環境の実現

○高校生に対する給付型奨学金事業の創設 102億円（新 規）

- ・全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金制度を創設

（1）低所得世帯の生徒に対する給付

対象者：約42.5万人（年収約250万円未満世帯）

支給額：年額18,300円（教科書等図書費相当額）

（2）特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する給付

対象者：約15.9万人

支給額：4,600円～37,000円

○大学等奨学金事業の充実 1,311億円（70億円増）

※事業費 1兆1,433億円（652億円増）

- ・経済的に困窮する学生等が修学を断念することがないように、無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学金を支給することにより修学に必要な経費の支援を行うため、大学等奨学金事業を充実

◇対象人員	大学等修学支援奨学金	127万2千人	→	134万9千人	（7万7千人増）
	（給付・無利子貸与）	35万8千人	→	38万8千人	（3万人増）
					（うち給付 2万1千人〔新規〕）
	（有利子貸与）	91万4千人	→	96万1千人	（4万7千人増）

大学教育等の充実と教育の質保証

○国立大学法人運営費交付金

〔ほかに復旧・復興対策 63億円〕
1兆1,727億円(199億円増)

- ・我が国の人材養成・学術研究の中核である各国立大学法人等が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費を拡充
 - ◇将来の日本を支える人材育成のための国立大学の教育力強化事業 41億円(新規)
 - ◇新たな成長の源泉となる国立大学等の研究力強化事業 164億円(新規)
 - ◇学術フロンティアを促進するための基盤整備 283億円(新規) など
 - ◇授業料免除枠の充実
 - 学部・修士課程に係る授業料免除率を7.3%から8.6%に引き上げ(博士課程については平成23年度と同様に12.5%に設定)。あわせて、東日本大震災により被災した学生の就学機会に必要な経費を要求
 - 免除対象人数：約1.0万人増(平成23年度 約4.2万人→平成24年度 約5.2万人)

◆私学助成

〔ほかに復旧・復興対策 75億円〕
3,300億円(91億円増)

○私立大学等経常費補助

- ・私立大学等の質の高い教育研究活動を支援するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料等減免を充実
 - ◇授業料等減免の拡大 約1.2万人増(約3.3万人→約4.5万人)
 - ※復旧・復興対策として、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった学生を対象とした授業料等減免を行う大学等を支援(2/3補助)

○私立高等学校等経常費助成費等補助

〔ほかに復旧・復興対策 14億円〕
1,029億円(27億円増)

- ・私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援

○私立学校施設・設備整備費

〔ほかに復旧・復興対策 150億円〕
107億円(△50億円)

- ・地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強等に対する支援のほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備の推進を図る。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

〔ほかに復旧・復興対策 11億円〕
88億円(24億円増)

- ・大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材養成の促進を図るとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化し、国民に安心・安全な医療を提供する
 - ・がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 25億円(5億円増)
 - ・基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成 6億円(新規)
 - ・医学部・大学病院の教育研究活性化及び地域・へき地医療支援人材の確保 15億円(新規)

○国立大学法人等施設の整備

〔ほかに復旧・復興対策 692億円〕
550億円(113億円増)

- ・「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、喫緊の課題である施設の耐震化やエコ化を推進しつつ、各法人の個性や特色を踏まえた教育、研究及び地域貢献を推進するため、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援

世界に雄飛する人材の育成

○グローバル人材育成推進のための初等中等教育の充実等 15億円（15億円増）

- ・高校生の海外留学・外国人高校生の招致を促進するとともに、英語力の検証と指導改善を図るための英語力等外国語能力強化地域の形成や国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育を推進する。

◇高校生の留学促進等 10億円(9億円増)

派遣（留学支援金の対象高校生） 50人 → 2,000人(今後5年間で約1万人を目指す)

受入（日本語専攻外国人高校生） 92人 → 500人(今後5年間で約2,500人を目指す)

◇英語力の検証と指導改善を図るための英語力等外国語能力強化地域の形成 5億円(新規)

〔ほかに復旧・復興対策 10億円〕

○新たな時代を拓くグローバル人材育成のための大学改革の新展開

866億円（433億円増）

- ・世界に誇れる高等教育の質保証システムの構築のため、グローバルに活躍するリーダー養成、大学の国際化のための体制整備、世界に通用する全学的な教学システムの確立や海外の大学との質の保証を伴った大学間交流を推進

◇博士課程教育リーディングプログラム 147億円(108億円増) 46件(うち新規29件)

◇アカデミック・パイオニア養成支援事業 70億円(新規) 100件

◇グローバル人材育成推進事業 121億円(新規) 60件

◇大学教育改革新展開事業 101億円(新規) 60件

◇大学の世界展開力強化事業 41億円(19億円増) 56件(うち新規30件)

◇留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業(派遣) 26億円

《短期派遣(3ヵ月以上1年未満): 760人 → 3,000人(今後5年間で約1万人を目指す)》

《長期派遣(1年以上): 100人 → 200人》

※要求・要望額は科学技術予算に計上

○グローバルに活躍する若手研究人材の育成 479億円（61億円増）

新たなフロンティアを拓き、グローバルに活躍する研究人材を育成するため、若手研究者の海外派遣・交流や研究に専念できる環境整備を図るとともに、次代の研究を担う人材の育成を推進する

・頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業 25億円(8億円増) 104件→166件

・海外特別研究員事業 25億円(6億円増) 486人→594人

・テニュアトラック普及・定着事業 90億円(9億円増) 135人→220人

※テニュアトラック制:公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に自立的研究環境で経験を積む仕組み

・特別研究員事業 192億円(12億円増) 6,193人→6,474人

・ポストドクター・キャリア開発事業 22億円(3億円増) 6件→12件

・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 27億円(3億円増) 145校→160校

○成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進 6億円（5億円増）

- ・環境・エネルギー、医療・福祉・健康、クリエイティブ（デザイン・ファッション等）など成長分野等におけるグローバル専門人材の養成を産学官連携の下で、専修学校等における職業実践的な教育の質の向上・保証に向けた先導的な取組を推進

〈科学技術予算のポイント〉

区 分	平成 23 年度 予 算 額	平成 24 年度 要 求・要 望 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
科学技術予算	1兆 683億円	1兆1,298億円 (1兆3,629億円)	615億円 (2,947億円)	5.8% (27.6%)

※上段は「日本再生重点化措置」1,596億円を含む

※下段括弧書きは、さらに「復旧・復興対策に係る経費」2,331億円を含む

○今般の東日本大震災を踏まえ、原子力災害からの復興のための環境モニタリングの強化等を図るとともに、被災地域の再生や地震・津波等の自然災害対応のための研究開発の充実を図る

○また、宇宙や海洋といった人類のフロンティアへ果敢に挑戦する取組を実施する※1

○さらに、今年度が第4期科学技術基本計画の初年度であることを踏まえ、グリーン及びライフの二大イノベーションを推進するとともに、経済成長を支える基盤としての基礎研究の振興、科学技術を担う人材の育成※2、イノベーション創出のためのシステム改革、研究基盤の充実を図る

※1 高速増殖原型炉「もんじゅ」を含む原子力の研究開発については、今後のエネルギー・原子力政策の議論を見据えつつ必要な取組を実施（高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、維持管理など必要な取組を除いて研究開発は凍結）

※2 科学技術を担う人材の育成については、文教関係予算のポイントにある「世界に雄飛する人材の育成」の項目を参照

原子力災害からの復興

〔ほかに復旧・復興対策 32億円〕

○福島県及び全国における環境モニタリングの強化等 55億円※(新規)

・福島県及び全国における陸域・海域モニタリングや航空機による広域のモニタリング、詳細な土壌調査等による「放射線量等分布マップ」の継続的な作成等を実施

※このほか、原子力災害発生前から定常的に行っている環境モニタリングの継続分がある(101億円)

○児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進

復旧・復興対策：15億円(新規)

・福島県及びそれ以外の地域において、児童生徒等の放射線被ばく防護・低減化を推進するために必要な調査や対策を機動的に実施

〔ほかに復旧・復興対策 80億円〕

○原子力災害からの復興に向けた研究開発・人材育成の強化 44億円(新規)

・除染技術の確立に向けた取組や、廃炉までの事故収束に必要な研究開発を推進するとともに、原子力の安全性を高め、万が一の原子力事故に対応するための研究開発や人材育成に取り組む

○原子力損害賠償の円滑化

復旧・復興対策：19億円(新規)

・「原子力損害賠償紛争審査会」による指針の策定や「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等、被害者救済のため迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る

人類のフロンティアの開拓

- 最先端宇宙科学・技術力の強化 **707億円(32億円増)**
 - ・宇宙探査(はやぶさ2等)や宇宙天文(ASTRO-H等)など、最先端の宇宙科学プロジェクトを着実に推進するとともに、ロケット・衛星に係る総合的な技術力の発展を目指す

〔ほかに復旧・復興対策 113億円〕
- 宇宙の利用が牽引する成長の実現 **485億円(128億円増)**
 - ・国内外の災害監視、地球環境保全等への宇宙利用を拡大するため、地球観測衛星網や衛星通信システムの構築、及び小型衛星・小型固体ロケットの開発等を推進
- 新規海洋資源開拓基盤開発プロジェクト **68億円(49億円増)**
 - ・無人探査機、海洋資源調査船や海洋資源の掘削技術を開発・整備するとともに、探査手法の研究を実施し、我が国のEEZに存在する海洋資源の分布等の把握や確保を推進

〔ほかに復旧・復興対策 239億円〕
- 海底地震・津波観測網の整備 **13億円(前同)**
 - ・津波を即時予測する「緊急津波速報(仮称)」の実現や、東北地方太平洋沖や南海トラフにおいて海底観測網を整備

グリーン及びライフ・イノベーションの推進

- 東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクト **復旧・復興対策：706億円(新規)**
 - ・被災地の復興とエネルギー問題の克服に向けたエネルギー技術の研究開発を推進(東日本大震災復興科学技術基金(仮称)の一部)

〔ほかに復旧・復興対策 68億円〕
- ITER(国際熱核融合実験炉)計画等の実施 **226億円(112億円増)**
 - ・機器の本格的な製作段階に移行したITER計画等を国際約束に基づき実施
- 新・元素戦略プロジェクト **30億円(新規)**
 - ・密接な異分野連携の下で、レアアース等を用いない革新的な希少元素代替材料を開発
- 再生医療の実現化プロジェクト **53億円(15億円増)**
 - ・iPS細胞を活用した難病・疾患研究、再生医療の早期実現に向けた研究開発を推進
- 東北メディカル・メガバンク計画 **復旧・復興対策：493億円(新規)**
 - ・被災地の地域医療の復旧・復興のためゲノムコホート研究(遺伝情報と連携した長期追跡研究)等を被災地域を中心に実施(東日本大震災復興科学技術基金(仮称)の一部)

経済成長を支える科学技術基盤

- 科学研究費助成事業(科研費) **24年度配分見込額：2,342億円*(138億円増)**
 - ・人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を支援(平成24年度は「若手研究(A)」の基金化等を実施)

※平成24年度概算要求・要望額は2,568億円

〔ほかに復旧・復興対策 15億円〕
- 新「明日に架ける橋」及び地域イノベーション戦略支援 **313億円(9億円増)**
 - ・産学官に金融機関等を加えた「産・学・官・金」の連携による「死の谷」の克服、地域イノベーション戦略支援により科学技術が牽引する地域経済再生と日本再生を実現
- 世界最先端大型研究施設の整備・共用 **590億円(80億円増)**
 - ・我が国が世界に誇る最先端大型量子ビーム施設(Spring-8、SACLA、J-PARC)、京速コンピュータ「京」を中核としたHPCIの共用促進・成果の創出を図る

高等教育局主要事項 —平成24年度概算要求—

(注1) 上段の額には、「日本再生重点化措置」要望を含む。
下段の枠囲みの額は、さらに「復旧・復興対策経費」を含む。
(注2) 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

学生が安心して学べる環境の実現

○大学等奨学金事業の充実と健全性確保	1, 331億円
	(対前年度増減 +72億円)
うち育英事業に必要な経費	1, 311億円
	(対前年度増減 +70億円)
(育英事業費	1兆1, 433億円)
	(対前年度増減 +652億円)

経済的に困窮する学生等が修学を断念することがないように、修学に必要な経費を支援するため、無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学金を支給する。また、奨学金を希望する学生のニーズに広く応えられるよう、有利子貸与事業についても着実に実施するとともに、貸与事業における返還金の確実な回収を図り、事業の健全性を確保する。

◇対象人員	大学等修学支援奨学金	127万2千人 → 134万9千人 (7万7千人増)
	(給付・無利子貸与)	35万8千人 → 38万8千人 (3万人増)
		(うち給付 2万1千人 [新規])
	(有利子貸与)	91万4千人 → 96万1千人 (4万7千人増)

○国立大学・私立大学の授業料等減免等の充実	309億円
	(対前年度増減 +35億円)
復旧・復興対策経費(65億円)を含めた額 373億円 (対前年度増減 +100億円)	

◆国立大学の授業料免除枠の充実	260億円
	(対前年度増減 +35億円)

復旧・復興対策経費(18億円)を含めた額 278億円 (対前年度増減 +52億円)

- ・「新成長戦略」に位置付けられた「質の高い教育による厚みのある人材層の形成」を実現するため、学部・修士課程に係る授業料免除率を7.3%から8.6%に引き上げる(博士課程に係る授業料免除率は平成23年度と同様に12.5%に設定)。あわせて、東日本大震災により被災した学生の修学機会を確保するための授業料等免除についても要求。

免除対象人数：約1.0万人増 平成23年度：約4.2万人 → 平成24年度：約5.2万人 学部・修士：約3.6万人 → 約4.3万人 (約0.7万人増)、 博士：約0.6万人 → 約0.6万人、被災学生分：約0.3万人

◆私立大学授業料等減免等補助の拡充	49億円
	(対前年度増減 ±0億円)
復旧・復興対策経費(47億円)を含めた額 96億円 (対前年度増減 +47億円)	

- ・私立の大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料等減免等への支援や学生の経済的負担軽減のための多様な支援策・体制を講じる大学等に対する支援を引き続き行うとともに、東日本大震災により被災し、経済的に修学が困難となった学生を対象とした授業料等減免(2/3補助)を行う大学等を支援。
(免除対象人数：約1.2万人増 平成23年度：約3.3万人 → 平成24年度：約4.5万人)

大学教育等の充実と教育の質保証

○国立大学法人等の教育研究基盤の確保 1兆2,356億円

(対前年度増減 +190億円)

復旧・復興対策経費(63億円)を含めた額 1兆2,419億円(対前年度増減 +253億円)

◆国立大学法人等の教育研究基盤の確保 1兆1,727億円

(対前年度増減 +199億円)

復旧・復興対策経費(63億円)を含めた額 1兆1,790億円(対前年度増減 +262億円)

我が国の人材養成・学術研究の中心である国立大学等が安定的・継続的に教育研究活動を実施するとともに、我が国の新たな成長を牽引するための教育力、研究力の強化に資する取組等に対する重点的な支援を通じ、基盤的経費である国立大学法人の運営費交付金を措置。

(主な内容)

- ・「すばる望遠鏡」、「スーパーカミオカンデ」など世界の学術研究フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進 283億円(新規)
 - ・ 治験や先進医療技術に関する研究など附属病院における臨床研究体制の基盤強化 144億円(新規)
 - ・ 質の高い教育を実現するための教員養成機能の強化 27億円(新規)
- 等

◆国立高等専門学校等の教育研究基盤の確保 629億円

(対前年度増減 △9億円)

復旧・復興対策経費(1億円)を含めた額 630億円(対前年度増減 △8億円)

職業に必要な知識及び技術を有する実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費を措置。

○多様な人材を育む私学の支援

4, 435億円

(対前年度増減 +67億円)

復旧・復興対策経費(239億円)を含めた額 4,674億円(対前年度増減 +306億円)

◆私立大学等経常費補助

3, 300億円

(対前年度増減 +91億円)

復旧・復興対策経費(75億円)を含めた額 3,374億円(対前年度増減 +165億円)

私立大学等の質の高い教育研究活動を支援するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料等減免等への支援を充実。

- ・一般補助 2, 823億円
教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援する。
- ・特別補助 551億円
我が国の成長を支える人材養成の取組への重点的支援と、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図る。
 - ・成長分野の推進に貢献する人材の育成
 - ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
 - ・就職支援・就業力育成の充実
 - ・授業料等減免や学生の経済的支援体制等の充実
 - ・被災私立大学等復興特別補助 等

◆私立高等学校等経常費助成費等補助

1, 029億円

(対前年度増減 +27億円)

復旧・復興対策経費(14億円)を含めた額 1,043億円(対前年度増減 +40億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助する。

- ・一般補助 893億円
各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。
- ・特別補助 122億円
各学校の特色ある取組を支援する。
 - ・授業料減免事業
 - ・防災教育等や幼稚園における子育て支援 等
- ・特定教育方法支援事業 28億円
特別支援教育など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。

◆私立学校施設・設備の整備の推進

107億円

(対前年度増減 △50億円)

復旧・復興対策経費(150億円)を含めた額 257億円(対前年度増減 +100億円)

[他に、財政融資資金 581億円(対前年度増減 +274億円)]

地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強等に対する支援のほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備を推進。

また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

- ・耐震化等の促進 143億円
学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか新たに非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援。
- ・教育・研究装置等の整備 107億円
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援。
- ・私立大学病院の機能強化 7億円
私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援。

○国公立大学を通じた大学教育改革の支援 487億円

(対前年度増減 +109億円)

復旧・復興対策経費(15億円)を含めた額 503億円(対前年度増減 +124億円)

◆世界的なリーディング大学院の構築等 357億円

(対前年度増減 +75億円)

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するリーディング大学院の構築や世界最高水準のアカデミア後継者養成等を支援する。

- ・博士課程教育リーディングプログラム 147億円
- ・アカデミック・パイオニア養成支援事業【新規】 70億円
- ・グローバルCOEプログラム 131億円
- ・産学協働によるIT実践教育のための中核拠点整備事業【新規】 10億円

◆大学教育の充実と質の向上 130億円

(対前年度増減 +34億円)

復旧・復興対策経費(15億円)を含めた額 145億円(対前年度増減 +50億円)

学部等の壁を超えた全学的な学部教育の実現と学生を徹底的に切磋琢磨させる世界に通用する教学システムの構築や、就業力向上のため学生の社会的・職業的自立を図る取組などへの支援により、大学教育の充実と質の向上を実現する。

- ・大学教育改革新展開推進事業【新規】 101億円
- ・大学教育質向上推進事業(大学教育・学生支援推進事業) 3億円
- ・大学生の就業力育成支援事業 26億円
- ・大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備事業【新規】 15億円 等

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化 88億円

(対前年度増減 +24億円)

復旧・復興対策経費(11億円)を含めた額 98億円(対前年度増減 +35億円)

◆高度医療人材養成機能の充実 52億円

(対前年度増減 +9億円)

復旧・復興対策経費(8億円)を含めた額 60億円(対前年度増減 +17億円)

国民の高度医療に対する期待が高まるなか、大学及び大学病院を通じて、高度医療を支える人材養成の促進を図る。

- ・がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
ーがんプロフェッショナル養成プランSTEP2ー 25億円
- ・基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成【新規】 6億円
- ・医療復興のための新たな医師養成モデルの構築
ー安心・安全な医療サービスの提供ー【新規】 8億円 等

◆大学病院の機能強化 36億円

(対前年度増減 +15億円)

復旧・復興対策経費(2億円)を含めた額 38億円(対前年度増減 +17億円)

深刻な医師不足や地域医療の崩壊に対応するため、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化することにより、国民に安心・安全な医療を提供する。

- ・大学病院における医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用 21億円
- ・医学部・大学病院の教育研究活性化及び地域・へき地医療支援人材の確保【新規】 15億円
- ・災害に強い大学病院の構築【新規】 2億円

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

○大学教育のグローバル化のための体制整備 189億円

(対前年度増減 +137億円)

「政策推進の全体像」(平成23年8月15日閣議決定)を踏まえた「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」の具体化として、若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、大学教育のグローバル化のための体制整備を推進するとともに、アジア・米国等の大学との協働教育による交流の取組を支援。

・グローバル人材育成推進事業	60件〔新規〕	121億円
・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	13件	26億円
・大学の世界展開力強化事業		41億円
・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援	10件〔新規〕	
・世界に開かれた復興のための協働教育支援	10件〔新規〕	
・「日本語・日本文化」の世界展開	10件〔新規〕	
・「キャンパス・アジア」中核拠点支援	16件	
※うち6件は、旧日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業による選定分。		
・米国大学等との協働教育創成支援	10件	
・高等教育における質保証に関する国際会議の開催等		0.2億円

○学生の双方向交流の推進 360億円

(対前年度増減 +18億円)

復旧・復興対策経費(10億円)を含めた額 370億円(対前年度増減 +28億円)

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)及び「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(平成23年6月22日)において示された「我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人、質の高い外国人学生の受入れを30万人」や、「1年間以上の留学経験を有する者を8万人規模に増加、海外からの外国人留学生の受け入れも促進」に適切に対応するため、日本人学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。

・海外での情報提供及び支援の一体的な実施		5億円
・奨学金など留学生の受入れ環境の充実		329億円
国費外国人留学生制度	10,656人 → 10,865人 (+209人)	
私費外国人留学生学習奨励費	11,406人 → 10,265人 (△1,141人)	
	1,498人(復旧・復興対策)	
留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業		
・短期受入れ分(3ヶ月～1年)	1,600人 → 1,440人 (△160人)	
・ショートステイ支援分(3ヶ月未満)	7,000人 → 6,300人 (△700人)	
・日本人学生の海外留学の推進		36億円
留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業		
・長期派遣分(1年以上)	100人 → 200人 (+100人)	
	(新規108人、継続支援92人)	
・短期派遣分(3ヶ月～1年)	760人 → 3,000人 (+2,240人)	
・ショートビジット支援分(3ヶ月未満)	7,000人 → 6,300人 (△700人)	
	※ 対前年度比 1,640人増	

高等教育局一般会計 合計 1兆9,383億円

(対前年度増減 +618億円)

復旧・復興対策経費(315億円)を含めた額 1兆9,699億円(対前年度増減 +933億円)

(注1) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を除く。

(注2) 他局が計上する私学助成予算を除く。

大学等奨学金事業の充実と健全性確保

(平成23年度予算額: 1, 258億円)

平成24年度概算要求・要望額: 1, 331億円

(項) 育英事業費	平成23年度予算額
(目) 育英資金給付事業費補助金	14, 679, 713千円(新 規)
(目) 育英資金貸付金	69, 621, 721千円(70, 559, 853千円)
(目) 育英資金利子補給金	21, 741, 934千円(24, 917, 584千円)
(目) 育英資金返還免除等補助金	5, 040, 368千円(4, 569, 693千円)
(目) 高等学校等奨学金事業交付金	20, 036, 613千円(24, 044, 217千円)
(項) 独立行政法人日本学生支援機構運営費	
(目) 独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金	1, 935, 564千円(1, 730, 097千円)

背景・課題

- 学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することがないよう、奨学金の充実が必要。また、大学進学そのものを諦めることがないよう、無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対し、給付型の奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図ることが必要。
- 奨学金事業は、卒業生からの返還金を奨学金の原資として活用しており、次の世代に奨学金を引き継ぐためには、返還金を確実に回収し、事業の健全性を確保することが課題。

対応・事業内容

【対応】

- 無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学金を支給する。また、奨学金を希望する学生のニーズに広く応えられるよう、有利子貸与事業についても着実に実施。
- 貸与事業における返還金の確実な回収を図るため、延滞者に対する法的措置の徹底、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析、返還相談体制の更なる充実等に取り組み、事業の健全性を確保。

【事業内容】

大学等修学支援奨学金

○事業費	1兆781億円	→	1兆1, 433億円	(652億円増)
○対象人員	127万2千人	→	134万9千人	(7万7千人増)
(給付・無利子貸与)	35万8千人	→	38万8千人	(3万人増)
		(うち給付	2万1千人	[新規])
(有利子貸与)	91万4千人	→	96万1千人	(4万7千人増)

日本再生重点化
措置要望

- 有利子貸与事業に係る利子補給金の措置
 - ・学生の在学中の利息及び卒業後3%を超える利息については国が補助し、低利で貸与
- 大学等奨学金事業の健全性確保
 - ・(独)日本学生支援機構に対する返還金回収促進経費を措置

政策目標

- 意欲と能力がありながら経済的困窮のために大学進学等を諦めることのないよう、無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対し、給付型の奨学金を支給する。また、奨学金を希望する学生のニーズに広く応えられるよう、有利子貸与事業についても着実に実施することにより、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境を整備し、教育の機会均等を図る。

大学教育改革新展開推進事業

(新規)

平成24年度概算要望額：101億円

(項) 高等教育振興費

(目) 大学改革推進等補助金 10,050,000千円

背景・課題

- 東日本大震災や世界的な金融経済危機などにより社会が激変し、今後の社会の展開と創造に大学としていかに向き合うかが問われる。
- 世界の大学が戦略的にグローバル展開を加速させ、学生の国際的流動性が高まる一方、我が国の大学の国際的プレゼンスが低下している。
- これまでの改革の取組で個々の教育は進展したが、学部毎に細分化された構造で、学生の学修成果が社会から見えにくく、キャリアパスとの関係も曖昧になっている。

対応・要求内容

【対応】

- 激変する社会の中で、学長のリーダーシップにより、大学としての明確な使命を設定し、学生の「出口」を見据えた学部の壁や大学の垣根を超えた学位課程を構築するための全学的な教学システムの確立を、国公私立大学を通じた競争的環境のもとで重点支援し、機能別分化と機能に応じた教育の質保証システムを構築する。

【要求内容】

- 学長のリーダーシップの下、大学としての使命の明確化を推進し、学部の壁を超えた全学的な教学システムの抜本改革を支援する。

①世界と戦える人材の養成

(単独型) 250百万円×10件=2,500百万円

②地域の発展を支える人材の養成

(単独型) 150百万円×20件=3,000百万円

(連携型) 150百万円×30件=4,500百万円

政策目標

- 大学の機能別分化の推進
- 学部・大学の垣根を超えた体系的な教育による、世界と戦える人材や地域の発展を支える人材の養成
- 世界に通用する教学システムの確立

大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備事業

(新規)

平成24年度概算要求額：15億円

全額を復旧・復興対策経費に計上

(項) 東日本大震災復旧・復興高等教育振興費

(目) 大学改革推進等補助金 1,545,000千円

背景・課題

- 東日本大震災は甚大な被害をもたらし、被災地域は極めて厳しい状況におかれている。被災者のくらしや地域コミュニティの再構築及び地域産業の再生を成し遂げるためには、高度な知的資源をもつ、知の拠点である大学等の活用が急務である。
あわせて、中長期的には、復興の担い手を養成するということも極めて大きな課題となり、地域の担い手となる人材を養成する大学等の貢献が求められる。
- 上記の広範な課題を解決するためには、被災地の大学等を中心に全国の大学等が連携し、大学等のもつ様々なリソースを集約したセンター的機能を整備することが、組織的・継続的な支援を行うためには不可欠である。

対応・要求内容

【対応】

- 大学等が、被災地の自治体からの要望等を踏まえ、自治体や他大学等と連携・協力してこれまで行ってきた様々な取組を継続的・発展的に実施していくため、以下の取組を行う大学等の地域復興センター的機能の整備を支援。

(主な取組例)・地域のコミュニティ再生（ボランティア、アーカイブ化）
・地域復興の担い手育成
・地域の産業再生・まちづくり
・地域の医療再生

(支援対象) 岩手県、宮城県、福島県（隣接地域を含む）の
大学、短期大学、高等専門学校
(被災地の大学等を拠点とした被災地内外の大学等との連携も含む)

【要求内容】

- 大学等の地域復興センター的機能の整備を支援。

103百万円×15件＝1,545百万円

政策目標

- 地域の復旧・コミュニティの再生を支える様々なボランティアの組織的実施や医療・教育文化・産業再生・まちづくり・復興の担い手の養成など地域のくらしや産業などを支えるための拠点の形成

学生の双方向交流の推進

(平成23年度予算額：342億円)

平成24年度概算要求・要望額：360億円

復旧・復興対策経費(10億円)を含めた額 370億円

(項) 国際交流・協力推進費	平成23年度予算額
(目) 政府開発援助外国人留学生給与等	26,749,848千円(24,839,846千円)
(項) 独立行政法人日本学生支援機構運営費	
(目) 政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金等	9,288,304千円(9,405,278千円)

背景・課題

- 「新成長戦略」において、日本人学生等30万人の海外交流及び質の高い外国人学生30万人の受入れを目指すことを決定。
- 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」において、1年間以上の留学経験を有する者を8万人規模に増加、海外からの外国人留学生の受け入れを促進することを決定。

対応・要求内容

【対応】

- 外国人学生の受入れ環境の充実
日本留学に必要な情報の提供や渡日前入学等の推進並びに奨学金等、入り口から卒業・修了後の就職まで一体的に支援。
- 日本人学生の海外交流のための奨学金の充実
海外での学位や単位取得を目的とする日本人学生の海外交流を強力的に推進。

【要求内容】

- ◆海外での情報提供及び支援の一体的な実施 5億円(+0.4億円)
・日本留学フェア(海外17カ所)及び日本留学試験(海外17カ所)の実施等

◆留学生の受入れ環境の充実	329億円 (+10億円)
・外国人留学生奨学金制度の充実	285億円 (△8億円)
①国費外国人留学生への奨学金の給付 (10,865人)	198億円 (+1億円)
②私費外国人留学生への学習奨励費の給付 (10,265人)	65億円 (△7億円)
〔復旧・復興対策〕 (1,498人)	10億円 (新規)
③留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業 (受入れ分)	22億円 (△2億円)
ア. 短期受入れ (3ヶ月～1年)	12億円 (△1億円)
大学間交流協定等に基づく短期留学生に奨学金を給付 (1,440人)	
イ. ショートステイ (3ヶ月未満)	10億円 (△1億円)
大学間交流協定等に基づき日本の大学にショートステイする留学生に奨学金を給付 (6,300人)	
・留学生の就職支援	0.1億円 (△0.01億円)
外国人留学生就職指導ガイダンスや外国人留学生就活準備セミナーの開催	

◆日本人学生の海外交流の推進	36億円 (+17億円)
・留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業 (派遣分)	
①長期派遣 (1年以上) 〔日本再生重点化措置要望〕	4億円 (+2億円)
学位取得を目指し、海外の大学に留学する学生に奨学金を給付 (200人)	
②短期派遣 (3ヶ月～1年) 〔日本再生重点化措置要望〕	22億円 (+16億円)
大学間交流協定等に基づき海外の大学に短期留学する学生に奨学金を給付 (3,000人)	
③ショートビジット (3ヶ月未満)	10億円 (△1億円)
大学間交流協定等に基づき海外の大学にショートビジットする学生に奨学金を給付 (6,300人)	
	※対前年度比 17億円増(1,640人増)

政策目標

「新成長戦略」を踏まえ、学生の双方向交流を推進するため交流経費を措置し、2020年までに、日本人学生等30万人の海外交流及び質の高い外国人学生30万人の受入れを目指す。

※計数は調整中のため、変動があり得る

平成23年度文部科学省第3次補正予算案について

学校施設等の復旧等

- 公立学校（1次補正962億円、2次補正41億円） 470億円程度
 - ・新築復旧（移転復旧を含む）や大規模補修等
 - ※別途、災害復旧費補助金において、東日本大震災で津波により被災した学校の移転復旧に係る土地取得費を国庫支援すべく、第3次補正予算にあわせて制度改正を要望
 - ※24年度以降は移転復旧等を実施
- ◇使い勝手のよい交付金の活用
（私立幼稚園への貸付けスペースの確保など）
- 国立大学等（1次補正265億円） 650億円程度
- 被災私立学校等復興特別補助・交付金（仮称） 80億円程度
 - ・被災した私立学校等の教育環境整備に向けた取組への支援
 - ※高等学校等については高校生修学支援基金を活用（4ヵ年）
- 公立社会教育施設等（1次補正87億円） 320億円程度
- 国指定等文化財 30億円程度
- 独立行政法人等 120億円程度

学校施設の防災対策

- 公立学校耐震化等（H23当初805億円、1次補正340億円） 1,020億円程度
- 国立大学等耐震化等 270億円程度
 - ・耐震化、附属病院自家発電設備
- 私立学校等耐震化（H23当初52億円） 150億円程度
 - ・施設の耐震化
 - ・低利融資のための日本私立学校振興・共済事業団への出資
〔耐震改築に対する低利融資の条件緩和（3年間無利子融資）など〕

防災教育の推進

3億円程度

○復興教育支援事業

- ・復興に向けた教育支援活動を展開する団体が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する

○学校における地震・津波対策に係る対応マニュアル作成・配布

幼稚園の幼保一体化施設としての再開支援

○安心こども基金の積み増し

10億円程度

- ・被災した幼稚園・保育所について幼保一体化施設としての再開を支援

各学校段階における就学支援

【初等中等教育】

(1次補正113億円)

○被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の積み増し・延長等

- ・基金の期間延長（3年） **290億円程度**
- ・既存事業不足分の積み増し（幼稚園への就園支援、スクールバスの運行経費等の通学費など）
- ・既存事業の対象経費の拡大（私立学校授業料等減免事業（入学料、施設整備費等）など）

○高校生修学支援基金の積み増し・延長（3年間） 180億円程度

- ・平成21年度補正予算により造成された本基金を更に3年間延長し、私立高校生等への修学支援を継続。

【高等教育】

○授業料減免措置の積み増し

20億円程度

- ・被災学生の就学機会の確保のため、第1次補正予算(41億円)とあわせ、約15,200名分の授業料等減免の実施を支援

(国立大学 約2,900人、高専 約500人、私立大学等 約11,900人)

被災した幼児児童生徒の心のケアや健康相談など

(1次補正30億円)

○緊急スクールカウンセラー等派遣事業

4億円程度

- ・スクールカウンセラー等に加え、高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や特別支援学校における外部専門家の活用を新たに実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生

10億円程度

○学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

- ・地域教育コーディネーター等による地域住民や子どもたちの学びやスポーツの場の提供を通じ、コミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取り組みを支援し、地域コミュニティの再生を図る

○復旧・復興を担う専門人材育成事業（専修学校）

- ・震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るための推進体制を整備し、カリキュラムの試行導入・開発・実証等を実施

外国人留学生に対する支援

○日本留学を検討している外国人学生のためのジャパン・スタディ・プログラム

1億円程度

- ・復興の声を肌で感じるプログラムを通じ、日本留学の意義を再認識する機会を提供

大学・研究所等を活用した地域の再生

○東北マリンサイエンス拠点の形成

20億円程度

- ・三陸沖における海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発

○東北海洋生態系調査研究船の建造

110億円程度

- ・三陸沖の海洋生態系の調査研究等を行う船舶の整備(学術研究船「淡青丸」の後継船)

○「東北メディカル・メガバンク」計画

150億円程度

- ・被災者の医療を担う地域医療体制の復旧・復興の支援及び個別化医療の実現や創薬研究に資する複合バイオバンク事業の推進

○大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備

100億円程度

- ・被災地の大学等が、叡智を結集し、地域のコミュニティや産業、医療の再生、まちづくりや地域復興の担い手育成などの取組を行うため、地域復興センター的機能の整備を支援

地震・津波対策

○東北地方太平洋沖で発生する地震・津波の調査観測

10億円程度

- ・地震・津波発生メカニズム解明のための東北地方太平洋沖における海底地形調査等
- ・地震の予測精度向上に向けた海底地殻変動観測技術の高度化

- 日本海溝海底地震津波観測網の整備 70億円程度
 - ・津波即時予測システムの開発に向けた東北地方太平洋沖におけるケーブル式観測網の整備
- バイオリソースのバックアップ体制の整備等 10億円程度
 - ・(独) 理化学研究所
 - ・国立大学法人

原発対応関係

- 原子力災害からの復興に向けた放射性物質の分布状況の継続的調査等 10億円程度
 - ・放射線量等分布マップの更新及び機動的モニタリング体制の整備
- 安全・安心のための学校給食環境整備事業 1億円程度
 - ・学校給食に関し、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食用食材の検査等を行い、保護者等の理解や安心を得る
- 福島再生・復興に向けた研究開発拠点の整備等 220億円程度
 - ・福島県における放射性薬剤を用いた最先端疾患診断の研究開発・製造拠点の整備及び放射性核種の生態系における環境動態調査等
 - ・福島県環境創造センター(仮称)の整備等
 - ・低線量域における被ばく線量モニターの開発
- 環境修復技術の早期確立((独)日本原子力研究開発機構) 20億円程度
 - ・環境修復研究拠点の形成に向けた研究開発・評価・実証体制の整備
- 緊急被ばく医療体制の強化等((独)放射線医学総合研究所) 10億円程度
 - ・緊急被ばく医療設備の強化、福島県民等とのリスクコミュニケーション等
 - ・復旧作業員等の被ばくと健康との関連解析・評価体制の整備
- 国による仮払金の支払い(「仮払法」の実施) 260億円程度
 - ・原子力事故による損害を填補するための国による仮払金
 - ・仮払いを行うための審査・支払業務に係る経費

文部科学省所管合計 4,700億円程度

※なお、東京電力(株)福島第二原子力発電所に係る政府補償金については、今後の補正予算や予備費(東日本大震災復旧・復興予備費を含む)を活用して対応

短期大学に関する課題(関係者の見解)等

1. 「短期大学教育の再構築を目指して－新時代の短期大学の役割と機能－」 (H21. 1. 16日本私立短期大学協会)における記載(要約)

知識基盤社会の到来と短期大学の現状を踏まえ、短期大学教育の再構築が必要との認識。

→新時代の短期大学像として以下の役割を果たすことを提起

- ①高等教育の機会均等を確保する役割
- ②教養教育の担い手として
- ③職業教育の担い手として
- ④地域の生涯学習の拠点として
- ⑤国際化・グローバル化の担い手として
- ⑥21世紀学習社会の担い手として

→これを実現するための新たな短期大学の教育機能として充実すべきもの

- ①21世紀型市民教育の推進
- ②職業一般に必要な実務能力の育成
- ③特定分野での専門職業能力の育成
- ④地域の人材ニーズに対応した教育
- ⑤学士の学位への接続教育
- ⑥地域の生涯学習拠点
- ⑦外国人留学生・研修生・労働者の教育

→これらを推進するため、米国コミュニティ・カレッジの在り方も念頭に置きながら、短期大学における短期大学士課程の教育、専攻科の教育、生涯学習拠点としての短期大学の充実・発展を図ることが必要。

(短期大学で育成すべき人材像を「創造性と倫理性を備えた、真に社会の中心的役割を支える良質で勤勉な社会人であり、我が国の人材立国を支える中堅実務者」と定義。)

2. 全国公立短期大学協会遠藤恵子会長の見解

(H23. 8. 4公立短期大学協会研修会資料より)

・地域の中核を担う人材が、どのような分野であれ質の高い教育を受けていることは、地域の安定と発展に重要な意味を持つ。

→今後も、その積極的意義を持続させる努力が必要である。

・「社会人基礎力」は、これからの社会において益々重要となり、その育成に短期大学は優れた実績がある。

・現在、在學生は女子に偏っているが、再検討が必要である。

・教育年限が短期間であることの積極的意義を明確化すべきである。

・高等教育の「ファーストステージ」としての位置づけをメリットとして活かす方法を考える必要がある。

3. 佐藤弘毅日本私立短期大学会長の見解

(日本の私立短期大学(日本私立短期大学協会創立60周年誌)より(一部・要約))

現在の短大の危機は、制度発足以降の半世紀の短期大学の発展の中、大学、専門学校と異なる短期大学独自の教育とは何かの検討が不十分であることに起因(4年制大学の相似形、青焼き、半分大学との揶揄、あるいは、ミニ大学の地位に甘んじた「4大憧憬型教育」の盛衰)。いくばくかの自己否定をも伴う発想の転換が必要。

- ・ 養成長期化等のトレンドに対して：3年制への移行や専攻科の活用
- ・ 専門的職業教育の強化：基準を満たした上で、短期大学ならではの特徴の発揮、教育内容の強化
- ・ 一般就職への対応：設置する学科の分野を問わず、一般就職に備えた教育の強化(エンプロイヤビリティの向上、強い適応力の付与等)
- ・ 魅力ある接続教育：学科の専門性を損ねない範囲で、想定される編入学大学の学士課程前期の教育を分担する発想、編入学後の学習能力の担保、大学以外の課程への接続
- ・ 地域の生涯学習拠点：学位課程と非学位課程を区分し、自治体、産業界等との連携によるダイナミックな制度設計。特に、非学位課程での短期・長期の自由闊達なプログラムの開発が、未来が拓く可能性。
- ・ 国等が取り組むべき課題：全ての国民に高等教育の機会を、地方の高等教育の灯を消してはいけない、小規模化への適切な誘導。

(参考)循環型学習社会への夢

4. 寺崎昌男氏の見解

(短期大学教育60周年記念式典講演「短期大学の60年－原点を確かめ、核心を考える－」(「公短協(～短期大学教育60周年記念～)」掲載)より(一部・要約))

- ・ 短期大学設置基準策定の中で強調された3つの観点
実学性：実務に直結する教育を行う必要
地域性：地域に対する貢献を行うこと
連携性：4年制大学に短大の卒業生が進学可能とされた
- ・ 短期大学に求められているミッション
地域性：生涯にわたる学習の第一歩としての位置づけ(桜の聖母短大の事例)。
専門技術教育：専門教育と教養教育を対比させるのは間違いではないか。
専門学の教育であっても、その内容の編成の仕方や教え方等の工夫により、専門教育と教養教育の性格を併せ持つ教育も可能。
人間の学びとしての専門学を体系づけ、それを生き生きと教えれば教養教育になりうる(教育学の経験)。
在学者年齢の多様化：教室の中に18～22歳の学生ばかりがいる状況は、国際的には特殊な事態。約10年後の圧倒的な少子化への対応の1つとして、大学在学の年限の幅を広げる努力が求められる。
(参考)アメリカのコミュニティカレッジ卒業式

5. 短期大学コンソーシアム九州

(平成22年度大学教育改革プログラム合同フォーラムでの佐賀女子短大の発表より)

①戦略的パートナーシップの重要性。

戦略的パートナーシップ：お互いがライバルであり、かつ、パートナーという関係。
小規模な私立校が大半を占める短大が、単独で地域との関係を築くには限界がある。
→地域の短期大学教育に共通する課題に連携・協力して取り組む窓口が必要。
→連携することによって、短期大学ブランドの再生をはかる。

②短大再生に、打ち出の小槌はない。日頃の研究教育活動の地道な積み重ねこそが大切。

③短期大学のミッションとは何か。→地域で活躍する中堅人材の育成

6. 短期大学の意義と今後の方向性について(試案)

(1). (特に地域における)高等教育機会の確保の役割

○短大は自県内進学率が高く、大学は置かれていないが短大は置かれている、といった地域においては、短大の人材養成の拠点としての重要性は高い。

(参考：市内に4年制大学が存在せず、短大のみが存在する例)

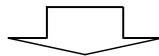
- ・山梨県大月市：大月短期大学
- ・石川県小松市：小松短期大学
- ・鳥取県倉吉市：鳥取短期大学
- ・愛媛県宇和島市：愛媛女子短期大学
- ・熊本県八代市：中九州短期大学

○また、大学と比較して、年間収入額の低い層の割合が高く、高等教育機会の提供の面において果たしている役割も大きいといえる。

(参考)

- ・学生の家庭の平均年間収入額・・・大学昼間部：8220千円、短大昼間部：6620千円
- ・家庭の年間収入が700万円未満である割合・・・大学昼間部：40.2%、短大昼間部：54.7%

(独)日本学生支援機構「平成20年度学生生活調査」より



引き続き、これらの役割を果たしていくことが望まれる。

(2). 今後の短期大学に求められるもの(現状を踏まえた試案)

①入学者の多様化等への対応

○短期大学では、大学に比して短い修業年限で、教養教育を基礎としつつ行われる専門的な職業教育を通じ、学士力や社会人基礎力の養成が行われている。

⇒学生にとっては短期間、かつ比較的低廉な学費で資格・免許を取得できるというメリット。

加えて、短期の完成高等教育の修了証としての「短期大学士」の授与もなされ、4年制大学への編入学も可能。

○その一方、現在の短大は、様々な課題に直面。特に、冒頭でも触れた、高等教育機関への進学率の上昇等に伴い、多様な学力層の者が大学に進学する状況の中、入学者の多様化(学力や精神面等)が課題と考えられ、短大では、大学よりもその影響が強く出ている傾向にあると考えられる。

○加えて、

- ・ 修業年限が短く、就職活動が大学に比べて早い段階で始まってしまう
- ・ 資格、免許等の取得に必要な授業科目数が多く、カリキュラムが過密になる傾向にある

といった特有の問題がある。

○入学者の多様化の中で、学生に実力をつけさせる教育を実施することについては、概して小規模である短大が、単独で対応し続けることが困難であるなら、早急な対応が必要。



○複数の短大で連携し、人的・物的資源を持ち寄り、1短大あたりの負担を軽減しつつ、短期間で集中的に対応可能な方策をとることが考えられる。

(職業的な専門教育や、各短大独自のカリキュラムに充てる時間の確保に繋げることで、カリキュラムの過密化・就職活動の時間の軽減等も図られる。)

○短大間の連携にあたっては、短期大学コンソーシアム九州の「戦略的パートナーシップ」の考え方(※)も参考となると考えられる。

(※)地域の短期大学は、学生募集ではお互いライバル関係にあるものの、短期大学に共通する課題の解決のため、そうした関係を超えて連携することの重要性を提起している。小規模な私立校が大半を占める短期大学が単独で地域との関係を築くには限界があるとの考えのもと、「地域の短期大学教育に共通する課題に連携・協力して取り組む窓口が必要」としている。

② ミッションの明確化とそれに対応した教育課程の編成

○短大に関しては、大学への進学率が高まる中、あえて短大を進学先に選ぶ者に対する就職先の見方は厳しいとの指摘がある。

○こうした状況だからこそ、短大教育ならではのアイデンティティの確立が必要。

○一方、現在学生募集が堅調な短大に共通する特徴として、地域の人材ニーズを的確に把握した上で、それに対応した教育を行うことで、地域の評価を確立してきている点が挙げられる。



○「短期大学士」を授与する課程に関しては、完成教育としての短期高等教育を提

供するという特性、及び地域の人材養成ニーズを踏まえつつ、教育上のミッションの明確化(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つの方針の策定と公表)を行うとともに、それを実現するための教育課程の編成、出口管理をしっかりと行うことが重要。(学生の学習や精神面のケアも併せて実施することが望ましい。)

注：出口管理に関しては、全学的な取組が困難であれば、まずは定員の一部を対象としたコースで試行することや、複数の短大による共同学位課程により実施するといったことも考えられる。

of：某大学で出口管理を強化した結果、志願者数が長期にわたり減少した事例。

③米国コミュニティ・カレッジの在り方を念頭に置いた方向性

○アメリカのコミュニティ・カレッジでは、学位課程だけではなく、様々な非学位課程も開設。(特に非学位課程については、州や企業との連携により、社員等の教育プログラムとして開設されているものも見られる。)

○こうした教育課程の構成を、我が国の短大の現状を踏まえつつ取り込むことが、コミュニティ・カレッジ化への第一歩。

○具体的には、短期大学の中核たる学位課程を基盤としつつ、様々な非学位課程(専攻科、履修証明プログラム、科目等履修等)の柔軟な活用を行うことが考えられる。現在開設している非学位課程のみにとらわれるのではなく、より多様な人々がアクセスしやすいものを、既存の教育資源の活用や、自治体、企業等との連携により開設することが望ましい。

○卒業者を地域に送り出すだけでなく、リカレント教育等を通じ、現職者や、一度退職した者への学び直しの機会の提供により、更なる人材育成の機会の提供・地域貢献を実現。

また、地域の高等教育機関として、様々な地域住民、特に高齢者の学びへの意欲に応える場の提供も、一つの方向性。

これらを行う際、複数の短大(もしくは大学との連携)によるプログラムの提供も考えられる。

(なお、短期大学は、その発展の経緯から学生の大半が女性となっているが、18歳人口の減少等も踏まえ、より様々な層の学習ニーズへの対応の検討も必要。)

履修証明制度について

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校による、社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

- 対象者：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
 - 内容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
 - 期間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定
 - 証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること、及びその名称等を示した履修証明書を交付
 - 質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
- ※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

【履修証明プログラムの実施の状況】（文部科学省調べ。大学学部の状況を調査）

○72大学が130プログラム実施（21年度末現在）

○履修証明プログラムの例（目的別）

：募集定員が50人以下のものが大半。地域の産業創出や雇用創出を目的とするものもみられる。

- （例）・就業者に対する専門的知識・技能の獲得，向上
- ・就業者に対する業務の高度化・現代化に伴う知識・技能の獲得
 - ・企業経営の中核を担う職能開発
 - ・若年無業者・早期離職者の就業支援
 - ・職業資格を有する休職・退職者の復職支援
 - ・就業経験のない職業資格保有者の就業支援
 - ・定年退職者，主婦等の社会的起業の支援
 - ・定年退職者の生活の一部としての学修機会の提供

→ 今後、社会人など多様な学習者に対する履修証明（Certificate）制度の推進とプログラムの充実を図る必要（現在、政府を挙げた課題となっている「キャリア段位制度」（職業能力を客観的に評価する新たな仕組み）への対応を含む）。

